

令和7年度

委 託 業 務 仕 様 書

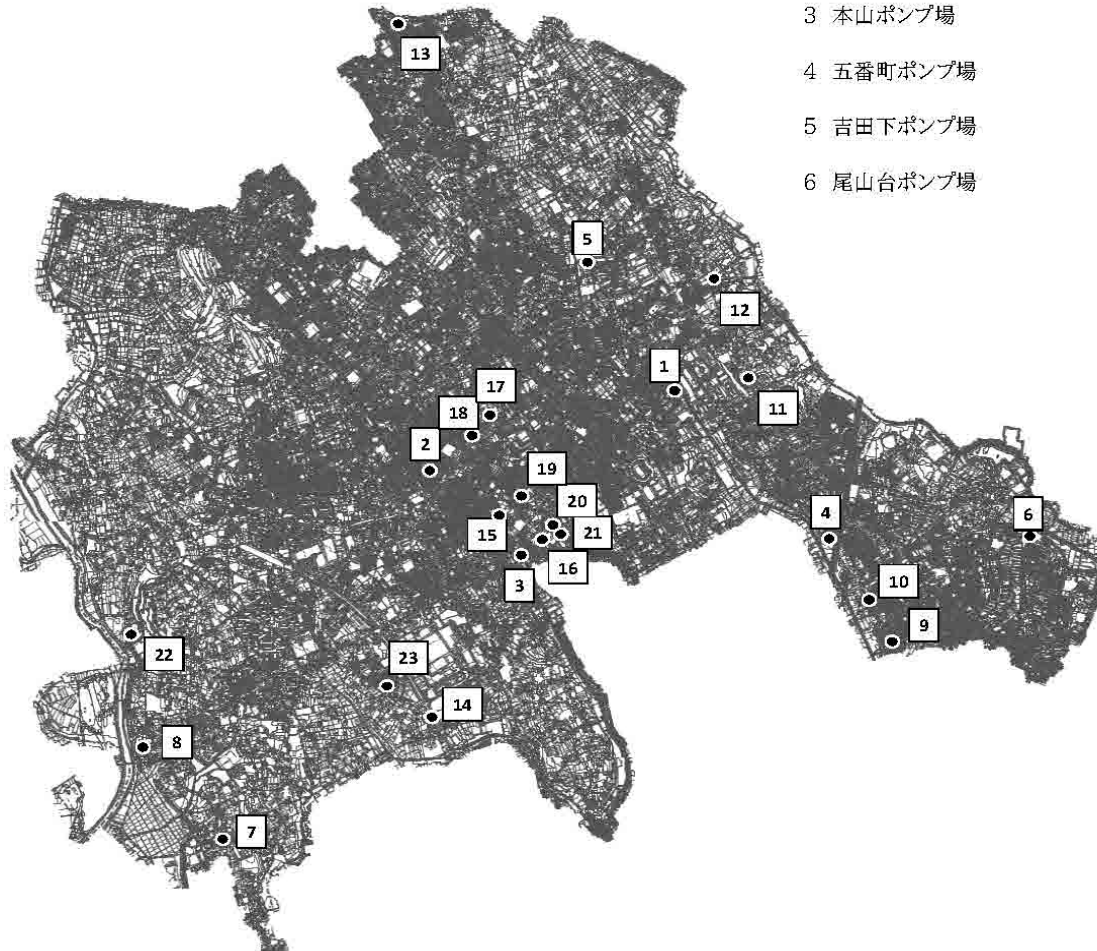
- 1 委 託 業 務 名 公共下水道ポンプ場維持管理運転業務(長期継続契約)
- 2 業 務 場 所 芝川ポンプ場 外22箇所
- 3 履 行 期 間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

委 託 の 大 要	汚水中継ポンプ場運転操作監視業務 汚水中継ポンプ場保守点検業務 マンホールポンプ場保守点検業務 合流改善スクリーン保守点検業務 雨水ポンプ場保守点検業務 その他関連業務	1式 1式 1式 1式 1式 1式
-----------------	---	----------------------------------

変更理由					
備 考					
地 区	県南（北本県土整備）	労務費補正	1.00	機械経費（賃料）補正	1.00
単価適用年月	令和07年09月01日付 公共				
工 期	当初	自		至	
		日数			
	変更			至	
経費適用年月	公共 令和06年度				
主たる工種	下水道施設維持管理				
施工地域	一				
設 計	当 初 金 額		変 更 金 額		
	業 務 価 格				
	消費税相当額				
	合 計				
請 負	業 務 価 格				
	消費税相当額				
	合 計				
	請負増減額				
週休2日区分	一				

位置図

公共下水道ポンプ場維持管理運転業務(長期継続契約)



1 芝川ポンプ場

2 柏座ポンプ場

3 本山ポンプ場

4 五番町ポンプ場

5 吉田下ポンプ場

6 尾山台ポンプ場

7 西貝塚マンホールポンプ場

8 平方マンホールポンプ場

9 原市No.1マンホールポンプ場

10 原市No.2マンホールポンプ場

11 平塚No.1マンホールポンプ場

12 平塚No.2マンホールポンプ場

13 上マンホールポンプ場

14 堤崎マンホールポンプ場

15 雨水貯留管マンホールポンプ場(富士見)

16 雨水貯留管マンホールポンプ場(西宮下)

17~21 雨水吐きスクリーン(5箇所)

22 丸山ポンプ場

23 地頭方マンホールポンプ場 ※R9年度から運用

業務委託費内訳書								
費目	工種	種別	細別 規格	数量	単位	単価	金額	摘 要
公共下水道ポンプ場維持管理運転業務(長期継続契約)								
業務委託費								3年間
	汚水中継ポンプ場							
		直接業務費						
			汚水中継ポンプ場運転操作監視業務	1	式			第1号一位代価表
			汚水中継ポンプ場保守点検業務	1	式			第2号一位代価表
			その他の業務費	1	式			第3号一位代価表
			その他の技術業務費	1	式			第4号一位代価表
			計					直接業務費 (汚水中継ポンプ場)
	マンホールポンプ場							
		直接業務費						
			マンホールポンプ場保守点検業務 (令和8年度)	1	式			第5号一位代価表
			その他の業務費 (令和8年度)	1	式			第6号一位代価表

業務委託費内訳書								
費目	工種	種別	細別 規格	数量	単位	単価	金額	摘 要
			マンホールポンプ場保守点検業務 (令和9年度～令和10年度)	1	式			第7号一位代価表
			その他の業務費 (令和9年度～令和10年度)	1	式			第8号一位代価表
			計					直接業務費 (マンホールポンプ場)
	合流改善スクリーン							
		直接業務費						
			合流改善スクリーン保守点検業務	1	式			第9号一位代価表
			その他の業務費	1	式			第10号一位代価表
			計					直接業務費 (合流改善スクリーン)
	雨水ポンプ場							
		直接業務費						
			丸山ポンプ場保守点検業務	1	式			第11号一位代価表
			計					直接業務費 (雨水ポンプ場)

業務委託費内訳書								
費目	工種	種別	細別 規格	数量	単位	単価	金額	摘 要
		直接業務費(汚水中継ポンプ場～雨水ポンプ場)						
		直接経費(率)		1	式			
		直接経費(積上)	修繕及び部品	1	式			第12号一位代価表
		技術経費		1	式			
		間接業務費		1	式			
	業務原価(汚水中継ポンプ場～雨水ポンプ場)							直接業務費+直接経費 +技術経費+間接業務費
		諸経費		1	式			
	業務価格(汚水中継ポンプ場～雨水ポンプ場)							業務原価+諸経費
	その他関連業務							
		直接人件費						
			自家用電気工作物保安管理業務	1	式			第13号一位代価表
			非常用発電機保守点検業務	1	式			第14号一位代価表
			消防設備保守点検業務	1	式			第15号一位代価表

業務委託費内訳書								
費目	工種	種別	細別 規格	数量	単位	単価	金額	摘 要
			空調設備保守点検業務	1	式			第16号一位代価表
			計					直接人件費
		直接物品費		1	式			
		業務管理費		1	式			
	業務原価（その他関連業務）							直接人件費+直接物品費+業務管理費
		一般管理費		1	式			
	業務価格（その他関連業務）							業務原価+一般管理費
	業務価格 全体（業務価格(汚水中継ポンプ場～雨水ポンプ場)+業務価格(その他関連業務)）							
	消費税等相当額			1	式			10%
業務委託費								

第1号一位代価表	汚水中継ポンプ場運転操作監視業務					
種目	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	摘 要
業務総括責任者			人			
副総括			人			
主任			人			
技術員			人			
技能員			人			
計						
						×3年間
						改め

第2号一位代価表	汚水中継ポンプ場保守点検業務					
種目	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	摘 要
業務総括責任者			人			
副総括			人			
主任			人			
技術員			人			
技能員						
計						
						×3年間
						改め

第3号一位代価表	その他の業務費					
種目	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	摘 要
業務総括責任者			人			
副総括			人			
主任			人			
技術員			人			
技能員			人			
その他			人			
計						
						×3年間
						改め

第4号一位代価表	その他の技術業務費					
種目	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	摘 要
業務総括責任者			人			
副総括			人			
主任			人			
技術員			人			
技能員			人			
その他			人			
計						
						×3年間
						改め

第5号一位代価表	マンホールポンプ場保守点検業務(令和8年度)					
種目	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	摘 要
業務総括責任者			人			
副総括			人			
主任			人			
技術員			人			
技能員			人			
計						
						×1年間
						改め

第6号一位代価表	その他の業務費(令和8年度)					
種目	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	摘 要
主任			人			
技能員			人			
その他			人			
計						
						×1年間
						改め

第7号一位代価表	マンホールポンプ場保守点検業務(令和9年度～令和10年度)					
種目	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	摘 要
業務総括責任者			人			
副総括			人			
主任			人			
技術員			人			
技能員			人			
計						
						×2年間
						改め

第8号一位代価表	その他の業務費(令和9年度～令和10年度)					
種目	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	摘 要
主任			人			
技能員			人			
その他			人			
計						
						×2年間
						改め

第9号一位代価表	合流改善スクリーン保守点検業務					
種目	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	摘 要
業務総括責任者			人			
副総括			人			
主任			人			
技術員			人			
技能員			人			
計						
						×3年間
						改め

第10号一位代価表	その他の業務費					
種目	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	摘 要
主任			人			
技能員			人			
その他			人			
計						
						×3年間
						改め

第11号一位代価表	丸山ポンプ場保守点検業務					
種目	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	摘 要
保守点検						年6回実施
	業務総括責任者		人			
	主任		人			
地下タンク点検	微加圧法、微減圧法 4000L(A重油)	1	式			年1回実施
ビニール床ワックス清掃	33㎡	1	式			年1回実施
コンクリート床清掃	162㎡	1	式			年1回実施
ポンプ室・発電機室機器清掃		1	式			年1回実施
計						
						×3年間
						改め

第12号一位代価表	修繕及び部品					
種目	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	摘 要
部品	3v-560	3	個			
	3V-900	3	個			
	A-36	3	個			
	A-50	3	個			
	A-54	10	個			
	A-59	3	個			
	A-64	3	個			
	A-65	3	個			
	A-67	3	個			
	A-68	3	個			
	A-73	3	個			

第12号一位代価表(続き)	修繕部品					
種目	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	摘 要
	A-75	3	個			
	A-77	3	個			
	A-80	3	個			
	A-85	3	個			
	B-100	3	個			
	B-102	3	個			
	B-78	3	個			
	B-84	3	個			
修繕補修費		3	年			経費対象外 1年あたりの上限額
計						
						改め

第13号一位代価表	自家用電気工作物保安管理業務					
種目	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	摘 要
A.受電設備点検						
芝川ポンプ場	トランス容量 300kVA	12	か月			
柏座ポンプ場	トランス容量 300kVA	12	か月			
本山ポンプ場	トランス容量 500kVA	12	か月			
五番町ポンプ場	トランス容量 150kVA	12	か月			
吉田下ポンプ場	トランス容量 300kVA	12	か月			
尾山台ポンプ場	トランス容量 200kVA	12	か月			
丸山ポンプ場	低圧受電容量 49kVA	12	か月			
計						

第13号一位代価表(続き)	自家用電気工作物保安管理業務					
種目	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	摘 要
B.非常用予備発電装置点検						
芝川ポンプ場	発電機容量 200kVA	12	か月			
柏座ポンプ場	発電機容量 150kVA	12	か月			
本山ポンプ場	発電機容量 250kVA	12	か月			
五番町ポンプ場	発電機容量 150kVA	12	か月			
吉田下ポンプ場	発電機容量 150kVA	12	か月			
尾山台ポンプ場	発電機容量 200kVA	12	か月			
丸山ポンプ場	発電機容量 62.5kVA	12	か月			
計						
合計						
						×3年間
						改め

第14号一位代価表	非常用発電機保守点検業務					
種目	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	摘 要
芝川ポンプ場						年1回実施
C点検		1	式			
報告書作成費		1	式			
交換部品	オイルフィルター	1	式			
	燃料フィルター	1	個			
	潤滑油	50	L			
	クーラント	60	L			
計						

第14号一位代価表(続き)	非常用発電機保守点検業務					
種目	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	摘 要
柏座ポンプ場						年1回実施
C点検		1	式			
報告書作成費		1	式			
交換部品	オイルフィルター	1	式			
	燃料フィルター	1	個			
	潤滑油	25	L			
	クーラント	40	L			
計						

第14号一位代価表(続き)	非常用発電機保守点検業務					
種目	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	摘 要
本山ポンプ場						年1回実施
C点検		1	式			
報告書作成費		1	式			
交換部品	オイルフィルター	1	式			
	燃料フィルター	1	個			
	潤滑油	29	L			
	クーラント	45	L			
計						

第14号一位代価表(続き)	非常用発電機保守点検業務					
種目	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	摘 要
五番町ポンプ場						年1回実施
C点検		1	式			
報告書作成費		1	式			
交換部品	オイルフィルター	1	式			
	燃料フィルター	1	個			
	潤滑油	25	L			
	クーラント	60	L			
計						

第14号一位代価表(続き)	非常用発電機保守点検業務					
種目	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	摘 要
吉田下ポンプ場						年1回実施
C点検		1	式			
報告書作成費		1	式			
交換部品	オイルフィルター	1	式			
	燃料フィルター	1	個			
	潤滑油	25	L			
	クーラント	40	L			
計						

第14号一位代価表(続き)	非常用発電機保守点検業務					
種目	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	摘 要
尾山台ポンプ場						年1回実施
C点検		1	式			
報告書作成費		1	式			
交換部品	オイルフィルター	1	式			
	燃料フィルター	1	個			
	潤滑油	50	L			
	クーラント	110	L			
計						
合計						
						×3年間
						改め

第15号一位代価表	消防設備保守点検業務					
種目	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	摘 要
柏座ポンプ場						
自動火災報知設備	保全技師補		人			機器点検1回/年、総合点検1回/年 実施
誘導灯	保全技師補		人			機器点検1回/年、総合点検1回/年 実施
消火器	保全技師補		人			機器点検1回/年、総合点検1回/年 実施
消火器の交換	ABC粉末10型,蓄圧 式	1	本			放射試験点検分として交換
計						

第15号一位代価表(続き)	消防設備保守点検業務					
種目	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	摘 要
芝川ポンプ場						
自動火災報知設備	保全技師補		人			機器点検1回/年、総合点検1回/年 実施
誘導灯	保全技師補		人			機器点検1回/年、総合点検1回/年 実施
消火器	保全技師補		人			機器点検1回/年、総合点検1回/年 実施
消火器の交換	ABC粉末10型,蓄圧 式	1	本			放射試験点検分として交換
計						

第15号一位代価表(続き)	消防設備保守点検業務					
種目	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	摘 要
本山ポンプ場						
自動火災報知設備	保全技師補		人			機器点検1回/年、総合点検1回/年 実施
誘導灯	保全技師補		人			機器点検1回/年、総合点検1回/年 実施
消火器	保全技師補		人			機器点検1回/年、総合点検1回/年 実施
消火器の交換	ABC粉末10型,蓄圧 式	1	本			放射試験点検分として交換
計						

第15号一位代価表(続き)	消防設備保守点検業務					
種目	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	摘 要
五番町ポンプ場						
自動火災報知設備	保全技師補		人			機器点検1回/年、総合点検1回/年 実施
誘導灯	保全技師補		人			機器点検1回/年、総合点検1回/年 実施
消火器	保全技師補		人			機器点検1回/年、総合点検1回/年 実施
消火器の交換	ABC粉末10型,蓄圧 式	1	本			放射試験点検分として交換
計						

第15号一位代価表(続き)	消防設備保守点検業務					
種目	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	摘 要
吉田下ポンプ場						
自動火災報知設備	保全技師補		人			機器点検1回/年、総合点検1回/年 実施
誘導灯	保全技師補		人			機器点検1回/年、総合点検1回/年 実施
消火器	保全技師補		人			機器点検1回/年、総合点検1回/年 実施
消火器の交換	ABC粉末10型,蓄圧 式	1	本			放射試験点検分として交換
計						

第15号一位代価表(続き)	消防設備保守点検業務					
種目	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	摘 要
尾山台ポンプ場						
自動火災報知設備	保全技師補		人			機器点検1回/年、総合点検1回/年 実施
誘導灯	保全技師補		人			機器点検1回/年、総合点検1回/年 実施
消火器	保全技師補		人			機器点検1回/年、総合点検1回/年 実施
消火器の交換	ABC粉末10型,蓄圧式	1	本			放射試験点検分として交換
計						
合計						
						×3年間
						改め

第16号一位代価表	空調設備保守点検業務					
種目	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	摘 要
柏座ポンプ場						年2回実施
点検・清掃	保全技師補		人			フィルター清掃も含める
	保全技術員		人			
計						

第16号一位代価表(続き)	空調設備保守点検業務					
種目	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	摘 要
芝川ポンプ場						年2回実施
点検・清掃	保全技師補		人			フィルター清掃も含める
	保全技術員		人			
計						

第16号一位代価表(続き)	空調設備保守点検業務					
種目	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	摘 要
本山ポンプ場						年2回実施
点検・清掃	保全技師補		人			フィルター清掃も含める
	保全技術員		人			
計						

第16号一位代価表(続き)	空調設備保守点検業務					
種目	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	摘 要
五番町ポンプ場						年2回実施
点検・清掃	保全技師補		人			フィルター清掃も含める
	保全技術員		人			
計						

第16号一位代価表(続き)	空調設備保守点検業務					
種目	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	摘 要
吉田下ポンプ場						年2回実施
点検・清掃	保全技師補		人			フィルター清掃も含める
	保全技術員		人			
計						

第16号一位代価表(続き)	空調設備保守点検業務					
種目	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	摘 要
尾山台ポンプ場						年2回実施
点検・清掃	保全技師補		人			フィルター清掃も含める
	保全技術員		人			
計						
合計						
						×3年間
						改め

特記仕様書

委託業務名 公共下水道ポンプ場維持管理運転業務（長期継続契約）

業務場所 芝川ポンプ場 外 2 箇所

履行期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

1. 業務概要

公共下水道ポンプ場は、地域社会の生活環境を維持するために欠かせない重要なインフラ施設であり、年間を通して無停止の安定的な運用が求められる施設である。その機能を確保するためには、維持管理および運転業務の適切な実施が不可欠であることから、本施設の安定的な運営を目的として、維持管理運転業務を行うものである。

本業務の対象施設には、汚水中継ポンプ場、マンホールポンプ場、合流改善スクリーン、雨水ポンプ場が含まれ、それらの運転操作、維持管理、保守点検等を実施する。

2. 業務内容

本業務内容は以下のとおりとする。なお、各業務の詳細については、各別紙に基づいて実施するものとする。

・汚水中継ポンプ場運転操作監視業務

各種設備の運転操作及び監視（24時間）を行う。

・汚水中継ポンプ場保守点検業務

各種設備の保守点検及び修繕補修を含む管理を行う。また、施設内外の清掃及び緑地の手入れ、各施設の警備、危険物の取り扱い、汚泥（し渣、沈砂）の除去等も含む。

・マンホールポンプ場保守点検業務

各種設備の保守点検及び修繕補修を含む管理を行う。

・合流改善スクリーン保守点検業務

各種設備の保守点検及び修繕補修を含む管理を行う。

・雨水ポンプ場保守点検業務

各種設備の保守点検及び修繕補修を含む管理を行う。

・自家用電気工作物保安管理業務（その他関連業務）

電気設備における保守点検を行う。ただし、保安規程に基づき実施される業務は、自家用電気工作物保安管理業務として電気主任技術者の外部選任を認める。

- ・非常用発電機保守点検業務（その他関連業務）

非常用発電設備の保守点検を行う。ただし、外部委託を認める。

- ・消防設備保守点検業務（その他関連業務）

消防設備の保守点検を行う。ただし、外部委託を認める。

- ・空調設備保守点検業務（その他関連業務）

空調設備の保守点検を行う。ただし、外部委託を認める。

- ・その他上記業務に付随する関連作業を含めるものとする。

3. 履行体制及び届出

（業務の履行）

- ・受注者はポンプ場を始めとした施設の機能を十分に発揮できるよう、契約書、仕様書、その他関係書類に基づき、能率的・経済的かつ安全に業務を履行するものとする。

（受注者の義務）

- ・本業務内容は、公共的使命が重大であり、また特殊性があることを念頭に置き、常に各施設の機器点検、保守、補修、運転管理に細心の注意を払い、災害の発生を事前に防ぐため、臨機応変の措置を講じなければならないものとする。

（業務体制）

- ・受注者が取る業務体制は、以下のとおりとする。
 - （1）運転操作、記録及び監視を常時行う監視業務体制。
 - （2）昼間のみ作業を行う点検整備業務体制。

（従業員の配置）

- ・受注者は業務ごとの従業員分担配置表を作成し、発注者の承認を受けるものとする。交代勤務については、常時複数の人員を確保するものとする。

（従業員の届出）

- ・受注者は業務に従事する者の氏名、年齢、経歴、資格及びそれを証明する書類、職務分担等を記載した書類を発注者に届け出るものとする。また、異動等が生じた場合も同様届け出るものとする。従業員の年齢制限については、両者協議のうえ決定するものとする。

（業務総括責任者の選任）

- ・受注者は届出済みの従業員の中から業務総括責任者を選任し、発注者に届け出るものとする。

（業務総括責任者の職務）

- ・業務総括責任者は契約書、仕様書、その他関係書類に基づき業務目的及び内容を十分に理

解したうえで職務を履行するとともに、従業員の指揮・監督・教育並びに事故防止に努めるものとする。また、日常の業務履行において発注者との連絡及び協議を行うこと。

(有資格者の配置)

・受注者は以下の資格を有する者を業務に応じて適切に配置するものとする。

(1) 下水道法第 22 条第 2 項の資格を有する者

業務監督者として、下水道法第 22 条第 2 項に定める資格を有する者を常時 1 名以上配置すること。

(2) 電気事業法第 44 条に基づく第 1 種又は第 2 種又は第 3 種電気主任技術者の資格を有する者

自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督を行う者、保安業務担当者の指示によって作業を行う者として配置すること。

(3) 電気工事士法第 4 条に基づく第 1 種電気工事士の資格を有する者

電気主任技術者の監督の下で行われる電気作業に従事するため、第 1 種のほか、第 2 種についても複数名配置すること。

(4) 労働安全衛生法第 14 条に基づく酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有する者

作業者のうち常時複数名を配置し、酸素欠乏・硫化水素危険作業の際は作業監督として職務を遂行すること。

(5) 消防法第 13 条の 2 に基づく危険物取扱者乙種 4 類の資格を有する者

作業者のうち常時複数名を配置し、危険物取扱い時は作業監督として職務を遂行すること。

(6) クレーン運転士・玉掛け技能者

クレーンを用いる作業においては、資格を有する者が実施すること。

(提出書類)

・受注者は、業務の着手前に次の各書類を発注者に提出しなければならない。

(1) 着手届

(2) 維持管理業務計画書

(3) 職務分担届

(4) 業務総括責任者選任届

(5) 現場責任者等通知書

(6) その他発注者が要求する書類

4. 業務計画及び実施

(維持管理業務計画)

・受注者は、業務着手前に以下の事項を含む維持管理業務計画書を作成し、発注者へ届出なければならない。また、受注者はこれを基に、毎月末までに翌月の運転操作および作業計画書を作成し、発注者へ提出すること。

- (1) 業務分担、業務方法、業務内容に関すること。
- (2) 保安対策、安全対策、衛生管理に関すること。
- (3) 緊急連絡体制に関すること。
- (4) 施設、使用物件などの管理に関すること。
- (5) 緊急時の非常招集体制に関すること。
- (6) その他維持管理に関すること。

(各種設備の運転操作)

・受注者は、業務計画に基づき、各種設備の機能や使命を十分に理解し、適切に運転操作を行わなければならない。

・管理上必要な措置を講じる際、全面的な運転停止および再開を行う場合は、あらかじめ発注者の承認を得るものとする。

(保守点検・巡回等)

・受注者は、事故等を未然に防止するとともに、各種設備の使用可能年数を延ばすため、次の事項について日常および定期の保守点検等を行わなければならない。

- (1) 日常点検は、設備保全を主目的とし、不測の事態を未然に防ぐことを重視する。
異常を発見した場合には、その都度発注者に報告し、その指示に従って措置を講じ、さらにその経過を報告しなければならない。
- (2) 定期点検については、発注者と協議の上、点検計画書を策定し、それに基づいて定期的に点検を実施する。その結果は、写真や測定記録等を添付して発注者に報告しなければならない。ただし、特殊な精密点検については対象外とする。
- (3) 各種設備が常に正常に作動するよう、調整、給油、消耗部品の交換、補充、清掃等の整備を行うよう努めなければならない。

(補修)

・受注者は、保守点検等により発見した不良箇所、又は事故故障の発生した破損個所のうち手工具、支給材料等を用いて現場にて補修可能なものについては、補修内容を発注者と協議

のうえ処置しなければならない。ただし、緊急を要する場合は応急処置を行うとともに、発注者に報告し指示を受けなければならない。

（廃棄物の処分）

- ・受注者は、沈砂、し渣、スカム、汚泥、その他一切の廃棄物を処分するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従い、実施しなければならない。

- ・受注者は、廃棄物を処分した場合には、処分証明書を発注者に提出しなければならない。

（業務報告）

- ・受注者は、業務実績を明らかにするため、業務日報を用いて報告しなければならない。また、月間管理実績、点検整備、補修、支給品使用状況、故障・事故等の各報告および、発注者が要求した業務の報告書を、正確にかつ遅滞なく提出しなければならない。

（火災の予防）

- ・施設の火災を未然に防止するため、各個所に火元責任者を選び、火気の正確な取扱い及び後始末を徹底させ、火災を防止しなければならない。

（盗難の防止等）

- ・現場における設備・機器、工具・備品等の盗難および業務場所への侵入者の防止については、十分監視に努めなければならない。

（事務室等の使用）

- ・業務履行に必要な事務室、控室、浴室等は契約期間中、無償で利用できるものとする。ただし、使用に伴う清掃や管理、汚損が発生した場合の弁償に関しては、受注者が負担するものとする。

- ・受注者は、事務室等の使用に伴う光熱費および水道料金の負担は必要としないが、節約に努めるものとする。

- ・事務室、控室、浴室等を使用する場合には、事前に使用届を提出し、許可を受けることを必要とする。また、使用届には使用目的、期間、人数等を具体的に記載すること。

（光熱水費）

- ・光熱水費について、業務履行に必要な費用（電気、水道、ガス、灯油）は発注者が負担するものとする。ただし、本来の必要性について不確定な場合は、その都度協議の上で判断するものとする。

（什器・備品及び消耗品）

- ・業務履行に必要な次の什器・備品及び消耗品等は、受注者の負担とする。

（1）潤滑油類費（補充用のオイル・グリースなど）

- (2) 燃料費（作業用、車両用等）
- (3) 塗装費（軽微な部分補修用塗料）

※「軽微な部分補修」とはタッチアップや補修部の上塗り塗装程度である。

- (4) 報告記録用紙費
- (5) 一般汎用什器、備品（損料・リース料）及び消耗品

なお、対象とする什器・備品の例は以下のとおりとする。

什器・備品の例：

連絡用自動車・自転車・電話機・携帯電話・FAX・パソコン・プリンタ・事務用机・事務用椅子類・複写機・寝具類・洗濯機・点検整備及び修繕に用いる汎用工具類及び汎用測定器具（テスター・検電器類）等

消耗品の例：

整備用品（掃除用具、ウエス、洗浄油類等）・補修用材料（ボルト、ナット、パッキン、ヒューズ、ランプなど一般汎用品の範囲内とする。）・衛生用品（石鹸、消毒液、救急医薬品）・その他日用品、事務用品等

（完成図書の貸与）

・業務履行に必要と認めた完成図書などの貸与品については、台帳を作成して保管状況を常に管理するものとする。貸与品が毀損または紛失した場合、受注者がこれを弁償する責任を負う。

（従業員の服装・態度等）

・受注者は、従業員に安全で清潔な統一服を着用させ、胸に名札をつけさせること。また、従業員の態度については部外者から指摘を受けないよう十分に配慮しなければならない。

（整理・整頓）

・受注者は、業務場所を常に清掃し、不要な物品を整理・整頓して、清潔な状態を保持しなければならない。

5. 安全対策

（安全の確保）

・受注者は、「労働安全衛生法」、「同施行令」、「同規則」およびその他の災害防止関係法令に基づき、常に必要な安全管理措置を講じ、労働災害の防止に努めること。

・受注者は、事故防止を目的として、安全対策を維持管理業務計画書に明確に記載しておくこと。

・受注者は、業務履行中における電撃、薬品類、毒性ガス、酸欠空気、可燃性ガスなどの危

険要因に対し、必要な安全対策を実施するとともに、適切な作業方法の選定および作業員の配置を行い、危険防止に努めること。

- ・受注者は、別途工事等の作業場所が隣接または交差する場合、常に相互協調を図り、安全管理上の支障が生じないよう処置すること。

- ・受注者は、業務履行中に安全管理上の障害が発生した場合、直ちに必要な処置を講じた上で、速やかに発注者へ連絡し、その指示に従うこと。

- ・受注者からの要請があった場合、発注者は必要な安全措置を講じなければならない。

(安全対策器具)

- ・業務履行に必要な安全対策器具類は、原則として受注者が用意するものとする。ただし、特殊な器具の用意については、発注者と協議により決定する。

(緊急時の体制)

- ・受注者は、大雨、台風等の緊急時に備え、従業員を非常招集できる体制を確立し、事前にその体制を発注者へ届け出るものとする。

6. 業務完了報告

受注者は、業務履行記録および点検結果を月ごとに整理し、翌月第1週目までに書面をもって発注者へ報告するものとする。なお、丸山ポンプ場に関する報告は道路河川課に提出し、それ以外の報告は下水道施設課へ提出すること。

7. 検査

発注者は、受注者による完了報告を受領した日から10日以内に検査を実施するものとする。なお、丸山ポンプ場に関する検査は道路河川課が行い、それ以外の検査は下水道施設課が行うものとする。

8. 支払方法

(支払い限度額)

- ・令和8年度分における支払上限額（総額）は、以下のとおりとし、上限額を超える入札は無効とする。

令和8年度分支払い上限額（総額）：193,000,000 円（税抜き）

(請求書)

- ・受注者は、発注者による検査および確認を受けた後、丸山ポンプ場分を含めた「業務完了

（月分）請求書」を発注者（下水道施設課）へ提出するものとする。発注者は、請求書に基づき委託金額を月ごとに支払うものとする。なお、受注者は落札決定後、速やかに支払金額内訳書を提出するものとする。

9. 管理責任の区分

本業務における区分は次のとおりとする。

区分	発注者	受注者	備考
施設の維持管理（建物等）		◎	
施設の保守点検		◎	
事故・火災等による施設の損傷（事案毎に判断）	○	◎	第一次責任者は受注者
施設の大規模修繕	◎		
施設の小規模修繕※		◎	小規模修繕とは「別紙 修繕及び部品」による修繕のことを指す

10. その他

（解除条件付の契約）

・本契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約のため、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することができるものとする。

（業務委託業者の新旧引継）

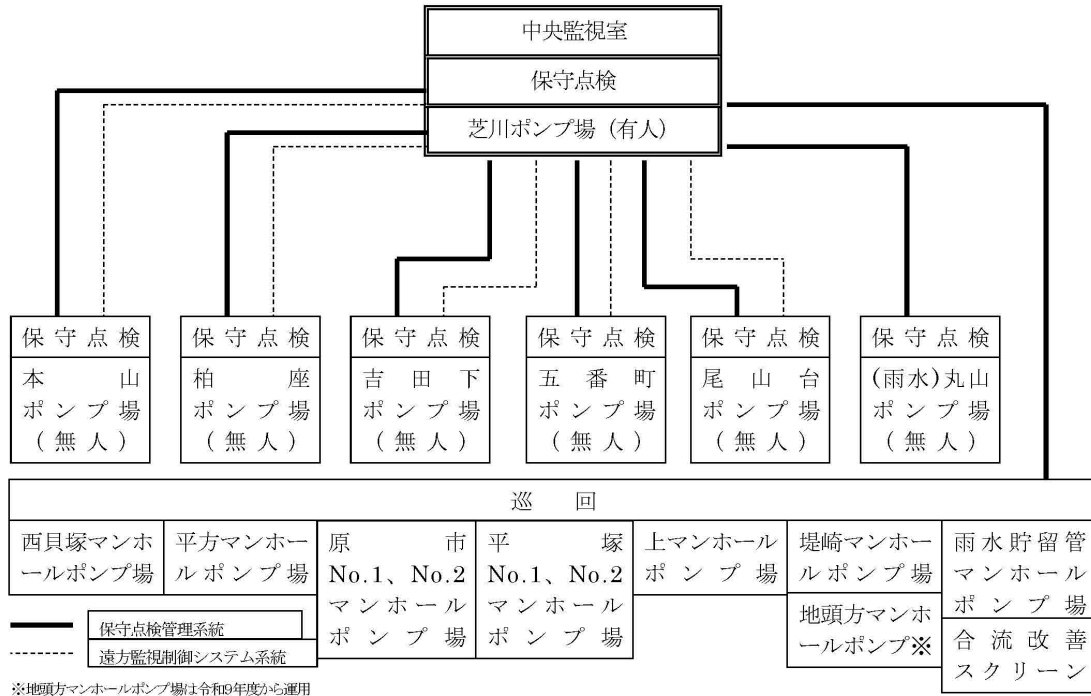
・次年度の維持管理運転業務委託者が決定した場合、受注者は新業者に対し、業務内容の説明および技術的な指導を含む業務引継ぎ協議を行い、維持管理運転業務に支障がないよう責任をもって対応しなければならない。また、引継ぎ状況および引継ぎ結果については、その都度報告を行わなければならない。

（疑義）

・本仕様書等に明記されていない事項や解釈に疑義が生じた場合は、発注者と受注者の双方で協議を行い、合意のもと適切に対応するものとする。

別紙 ポンプ場施設概要

維持管理概要図



所在地

汚水中継ポンプ場：

1. 芝川ポンプ場（上尾市東町 3－2 0 2 0－1）
2. 柏座ポンプ場（上尾市柏座 4－2 6 1－1）
3. 本山ポンプ場（上尾市向山 1－3－3）
4. 吉田下ポンプ場（上尾市大字上尾村 5 3 4－1）
5. 五番町ポンプ場（上尾市大字原市 4 8 7）
6. 尾山台ポンプ場（上尾市大字瓦葺 2 7 3 1－7）

マンホールポンプ場：

1. 西貝塚マンホールポンプ場（上尾市大字西貝塚 2 2 2－1）
2. 平方マンホールポンプ場（上尾市大字平方 4 3 5－1）
3. 原市 No. 1 マンホールポンプ場（上尾市大字原市 6 4）
4. 原市 No. 2 マンホールポンプ場（上尾市大字原市 2 3 5－4）

5. 平塚 No.1 マンホールポンプ場（上尾市平塚 1 0 6－3）
6. 平塚 No.2 マンホールポンプ場（上尾市平塚 1 2 1 2－2）
7. 上マンホールポンプ場（上尾市大字上 1 1 2 2－2）
8. 堤崎マンホールポンプ場（上尾市大字堤崎 5 7－5）
9. 地頭方マンホールポンプ場（上尾市地頭方 5 7 6－4）
10. 富士見貯留管マンホールポンプ場（上尾市富士見 1－1 4）
11. 西宮下貯留管マンホールポンプ（上尾市西宮下 4－3 5 3）

合流改善スクリーン：

1. NO. 1（上尾市西宮下 1－2 2 6 付近）
2. NO. 2（上尾市西宮下 1－2 2 4 付近）
3. NO. 3（上尾市富士見 1－2 8 2 付近）
4. NO. 4（上尾市柏座 3－4 9 8－2 0 付近）
5. NO. 5（上尾市春日 1－1 9－2 6 付近）

雨水ポンプ場：

1. 丸山ポンプ場（上尾市畔吉 4 6 4－3）

計 2 3 箇所

汚水中継ポンプ場の概要

名 称	芝川ポンプ場		
種 別	数	量	構 造
汚 水 ポ ン プ	3	台	4 床式立軸斜流渦巻ポンプ 250VLZM、出力 30kW×3
沈 砂 池	2	池	幅 1.2m、長さ 7.0m、水深 0.4m
ス ク リ ー ン	2	基	ピンラック式、間欠式自動除塵機
裁 断 機	2	基	スクリー式 1.5m ³ /時×3.7kW
脱 臭 装 置	1	式	立形活性炭吸着塔・片吸込ターボファン ファン風量 30m ³ /min
揚 砂 装 置	1	式	揚砂用加圧水ポンプ 30kW×2
自家発電装置	1	式	SPG300D 出力 200kVA
建 家 鉄筋コンクリート造り	2	棟	敷地面積 2,893.00 m ² 地上 1・2 階床面積 1,083.79 m ² 地下 1・2 階床面積 726.82 m ² 床面積中のビニール系面積 323.83 m ² ガラス窓の面積 144.23 m ² (1 階) 玄関ホール、発電機室、モーター室、ホッパー室、階段室、倉庫、便所、浴室、工作室 (2 階) 操作室、電気室、会議室、空調室、資料室、階段室、脱臭室、便所、湯沸室、作業員控室 (地階) 沈砂池室、ポンプ室、機械室、階段室

名 称	柏座ポンプ場	
種 別	数 量	構 造
汚 水 ポ ン プ	3 台	2 床式立軸斜流渦巻ポンプ 250VLZM、出力 30kW×3
沈 砂 池	2 池	幅 1.2m、長さ 7.0m、水深 0.56m
ス ク リ ー ン	2 基	ピンラック式、間欠式自動除塵機
裁 断 機	2 基	二軸せん断式 1.0m ³ /時×7.5kW
脱 臭 装 置	1 式	立形活性炭吸着塔・片吸込ターボファン ファン風量 15m ³ /min
自 家 発 電 装 置	1 式	SPG225C 出力 150kVA
建 家	1 棟	鉄筋コンクリート造り 敷地面積 998.00 m² 地上 1・2 階床面積 520.33 m² 地下 1・2 階床面積 559.38 m² 床面積中のビニール系 面積 236.40 m² ガラス窓の面積 79.90 m² (1 階) 玄関ホール、発電機室、資料室、倉庫、階段室、ホッ パー室 (2 階) 操作室、電気室、水質試験室、便所、湯沸室、階段室、 作業員控室 (地階) モーター室、沈砂池室、ポンプ室、脱臭室、階段室

名 称	本山ポンプ場	
種 別	数 量	構 造
汚 水 ポ ン プ	3 台	着脱式水中ポンプ 350DSCF、出力 75kW×3
沈 砂 池	2 池	幅 1.2m、長さ 7.0m、水深 0.56m
ス ク リ ー ン	2 基	ピンラック式、間欠式自動除塵機
裁 断 機	2 基	二軸せん断式 1.0m ³ /時×7.5kW
脱 臭 装 置	1 式	立形活性炭吸着塔・片吸込ターボファン ファン風量 15m ³ /min
自 家 発 電 装 置	1 式	YAP300GS-5RY 出力 250kVA
建 家	1 棟	鉄筋コンクリート造り 敷地面積 1,884.00 m ² 地上 1・2 階床面積 609.72 m ² 地下 1・2 階床面積 517.65 m ² 床面積中のビニール 系面積 99.85 m ² ガラス窓の面積 28.32 m ² (1 階) 玄関ホール、操作室、電気室、発電機室、脱臭室、搬入室、 便所、浴室、湯沸室、作業員控室、階段室、倉庫 (2 階) 階段室、ホッパー室、チャンバー室 (地階) 沈砂池室、階段室

名 称	吉田下ポンプ場	
種 別	数 量	構 造
汚 水 ポ ン プ	2 台	着脱式水中ポンプ 300DSC、出力 37kW×2
沈 砂 池	2 池	幅 1.2m、長さ 8.5m、水深 0.5m
ス ク リ ー ン	1 基	ピンラック式、間欠式自動除塵機
裁 断 機	1 基	二軸作動回転型 5.5kW
脱 臭 装 置	1 式	乾式脱臭装置 ファン風量 26m³/min
自 家 発 電 装 置	1 式	Q2SDE-180C 出力 150kVA
建 家	1 棟	鉄筋コンクリート造り 敷地面積 1,549.70 m² 地下1階床面積 364.00 m² 地上1階床面積 393.32 m² 地上2階床面積 54.26 m² 計 811.58 m² 床面積中のビニール系面積 42.00 m² ガラス窓の面積 48.24 m² (1階) 玄関、作業員控室、便所、湯沸室、シャワー室、電気室、 発電機室、換気ファン室、脱臭機室、搬出室 (2階) ホッパー室 (地階) 沈砂池室

名 称	五番町ポンプ場	
種 別	数 量	構 造
汚水ポンプ	2 台	着脱式水中ポンプ 250DSC、出力 30kW×2
沈 砂 池	2 池	幅 1.5m、長さ 9.0m、水深 0.6m
スクリーン	1 基	ピンラック式、間欠式自動除塵機
裁 断 機	1 基	二軸作動回転型 5.5kW
脱 臭 装 置	1 式	乾式脱臭装置 ファン風量 30m ³ /min
自家発電装置	1 式	SPG200A 出力 150kVA
建 家	1 棟	鉄筋コンクリート造り 敷地面積 1,100.00 m ² 地下1階床面積 364.00 m ² 地上1階床面積 388.35 m ² 地上2階床面積 185.84 m ² 計 938.19 m ² 床面積中のビニール系面積 45.00 m ² ガラス窓の面積 （ガラスブロック含む） 132.00 m ² （1階） 玄関、工作室、倉庫、発電機室、便所、ホッパー室、脱臭機械室 （2階） 電気室、作業員控室、湯沸室、書庫、便所、シャワー室 （地階） 沈砂池室、ポンプ室

名 称	尾山台ポンプ場	
種 別	数 量	構 造
汚 水 ポ ン プ	3 台	着脱式水中ポンプ CNF200G-P、出力 37kW×3
沈 砂 池	2 池	幅 1.2m、長さ 7.0m
ス ク リ ー ン	1 基	ピンラック式、間欠式自動除塵機
し 渣 脱 水 装 置	1 基	SP-0.5 処理能力 0.5m ³ /h
脱 臭 装 置	1 式	乾式脱臭装置 ファン風量 20m ³ /min
自 家 発 電 装 置	1 式	SPG250B 出力 200kVA
建 家	1 棟	鉄筋コンクリート造り 敷地面積 1,947.41 m ² 地下1階床面積 271.82 m ² 地上1階床面積 298.65 m ² 地上2階床面積 146.68 m ² 計 717.15 m ² 床面積中のビニール系面積 21.17 m ² ガラス窓の面積 44.77 m ² (1 階) 玄関、階段室、吸気チャンバー室、換気機械室、便所、 ゲート室、発電機室、脱臭機室、搬出入室 (2 階) 電気室 (地階) 沈砂池室

雨水ポンプ場の概要

名 称	丸山ポンプ場		
種 別	数 量	構造	
雨 水 ポ ン プ	2 台	縦軸斜流ポンプ縦軸斜流ポンプ φ 8 0 0 mm、出力	
水 路	2 本	幅 1.2m、長さ 7.0m、水深 0.4m	
ス ク リ ー ン	2 基	ピンラック式、間欠式自動除塵機	
建 家 鉄筋コンクリート造り	1 棟	敷地面積	1234.05 m ²
		建築面積	181.57 m ²

別紙 汚水中継ポンプ場保守点検

保守点検作業の内容

作業にあたっては、以下の項目に留意し、別表を標準とした保守点検基準とする。なお、性能に関わる分解作業などメーカーによる点検は対象外とする。

1) 目視作業

機器及び全体の外観を目視し、損傷、亀裂、漏れ、さび及び臭気、音により正常か否かを判断する。

例：油漏れ、軸受の異音、摩耗、シール面の当り、カップリングの空隙、ボルトの緩み等

2) 触感作業

機器に手を触れ、振動、温度等により正常か否かを判断する。

例：振動、グラントパッキン部の過熱等

3) 確認作業

各機器の圧力、温度、流量、電流等、計器の指示値を読み正常か否かを判断する作業であり、目視及び触感作業を含む。

例：電流、電圧、電力、吐出圧、吐出量、回転速度等計器の値を読み取り、正常か否かを判断する。

4) 測定作業

各機器の摩耗状態及び作動が、正常か否かを測定計器（温度計、振動計、回転計等）を使用して調べる作業である。

例：軸受温度測定、振動測定、絶縁抵抗測定、摩耗測定等

5) 調整作業

機器の正常状態からのずれを補正するために行う作業である。

例：グラントパッキンの調整、チェーンの張り具合調整、ベルトの張り具合調整、計器の零点調整等

6) 点検清掃作業

機器の点検清掃及び消耗品交換作業、部分的な塗装の剥離部の補修塗装である。

例：グラントパッキン、メカニカルシール、カップリングゴム、潤滑油の交換、閉塞物、スケール等の除去、オイル交換等

7) 記録作業

点検結果を記録する作業である。

設備名	機 器 名	分 類	日 常 点 検	定 期 点 検				
				1 週 間	1 ヶ 月	そ の 他		
(1) 沈砂池設備	ゲート	手動式	1. 開度確認 2. 油量の確認(油圧式)	1. 作動確認	1. 作動確認(開閉時間の測定と電流値の確認含む) 2. ネジ部のグリス塗布	6ヶ月	1. リミットスイッチ等の作動確認	
		電動式				1年		1. 油の劣化状況の確認(油圧式)
		油圧式						
		自動降下式						
	除塵機械	手播バースクリーン	1. モータ・減速機の油面, 温度, 異音, 振動の確認 2. スクリーンかすの除去	1. 停止機器を稼働させてレーキの走行状態・チェーンの状態確認	1. チェーンの張り確認 2. グリスの補給, チェーンへのオイル補給	6ヶ月	1. ワイヤロープの伸び, リミットスイッチの作動確認	
		連続式自動除塵機				1年		1. チェーン, シャーピン, スプロケットホイールの摩耗状況の測定 2. 減速機潤滑油の交換
		間欠式自動除塵機						
		ロープ懸垂形						
		ロープ台車形						
	除砂機械	Vバケットコンベヤ式	1. モータ・減速機の油面, 温度, 異音, 振動の確認	1. 停止機器を稼働させて駆動部, チェーンバケットの損傷の確認	<Vバケットコンベヤ式> 除塵機械に準じる	<Vバケットコンベヤ式> 除塵機械に準じる		
		サンドポンプ式			<サンドポンプ式> 1. 電流値の測定	1年	<サンドポンプ式> 1. 本体の損傷確認 2. 絶縁抵抗の確認 3. オイル交換	
	洗浄装置	フライトコンベヤ式	1. 異音, 振動, 液位, 作動の確認		除塵機械に準じる	除塵機械に準じる		
攪拌槽式								
ドラム回転式								

設備名	機器名	分類	日常点検	定期点検							
				1週間	1ヶ月	その他					
(1) 沈砂池設備	搬出機械	フライトコンベヤ	1. 温度, 異音, 振動の確認	1. 停止機器を稼働させて, 走行状態, ローラの回転状態, ワイヤの損傷確認	1. ベルト, チェーンの張りの確認 2. グリスの補給	6ヶ月	1. リミットスイッチの作動確認				
		ベルトコンベヤ				1年	1. チェーン, シヤーピン, スプロケットホイールの摩耗の測定 2. 潤滑油の交換				
		スキップホイスト									
	貯留ホッパ	油圧閉閉式 パワーシリンダ式 スライドゲート式	1. スクリーンかす, 沈砂の貯留状況, 全閉状況, 油圧, 油面の確認	1年	1. リミットスイッチの作動確認 ＜油圧閉閉式＞ 1. 潤滑油の交換 (適宜)						
(2) 主	ポンプ	立軸斜流ポンプ	1. 異音, 温度, 圧力, 弁開度, 吐出量, 水漏れ, 振動の確認	＜立軸斜流, 渦巻斜流ポンプ＞ 1. 軸受温度の測定 2. グランドパッキン・メカニカルシールの確認 ＜水中ポンプを除く＞	6ヶ月	1. グリス交換 2. 振動測定 3. カップリングゴムの摩耗の確認					
		立軸渦巻斜流ポンプ				1年	＜水中汚水ポンプ＞ 1. 絶縁抵抗の確認 2. オイル交換				
		水中汚水ポンプ									
	ボ ン プ の 駆 動 装 置	電動式	固定速 巻線形 カゴ形	1. 電流値, 異音, 温度の確認	1年	1. ブラシ, スリップリングの摩耗の確認 及びブラシの清掃					
可変速 巻線形 カゴ形											
ディーゼル機関			1. 振動, 油漏れ, ボルトのゆるみの確認				自家発電設備に準ずる	自家発電設備に準ずる			
バ ル ブ		仕切弁	手動式	1. 開度の確認 2. 漏れ確認	1. 作動確認 2. グランドパッキンの確認	1年	1. グリス補給				
	電動式										
	手動式										
	電動式										
設 備	逆止弁	スイング式	1. 開度の確認 2. 漏れ確認	1. 作動確認 2. グランドパッキンの確認	1年	1. グリス補給					
		フリップ式									
		天井クレーン					手動式	1. 作動確認	別表の定期自主点検表に準ずる (クレーンなど安全規則準拠)	1年	別表の定期自主点検表に準ずる (クレーンなど安全規則準拠)
		電動式									

設備名	機器名	分類	日常点検	定期点検		
				1週間	1ヶ月	その他
(3) 脱臭設備	洗浄塔	立形	一段洗浄	1. スプレーノズルの目詰まり確認	1年	1. 槽内部確認 2. 槽内部点検、清掃（適宜）
		横形	多段洗浄			
			一段洗浄			
	活性炭吸着塔	横向往流式	一段式	1. 漏れの確認 2. 差圧の確認	2ヶ月	1. 臭気測定 (槽内部点検)
		上向往流式	多段式			
			一段式			
設備	脱臭ファン		1. 異音、温度、振動、圧力、電流値の確認	1. Vベルトの張りの確認 2. グリス補給	1年	1. 羽根の損傷の確認
	薬液ポンプ	ダイヤフラム式	1. 異音、温度、圧力、振動、水漏れの確認	1. ストレーナの清掃	1年	1. 潤滑油の交換 2. 点検清掃
		渦巻式	2. 油量の確認			
(4) 空気調和設備	冷却塔	冷却塔	1. 散水状況の確認			
	空調調和機	パッケージ形空調機	1. 圧力、温度、異音の確認		6ヶ月	1. フィルタ水洗い 2. Vベルトの張りの確認
		ユニット形空調機				
		小型クーラ				
		パネル形エアフィルタ				
		自動巻取エアフィルタ				
		電気集じん器				
	ポンプ	空調用ポンプ	1. 異音、温度、圧力、水漏、振動の確認	1. グランドパッキンの確認	6ヶ月	1. 取付ボルトの増し締め 2. 振動測定、カップリングゴムの摩耗の確認
		ボイラ用給水ポンプ			1年	1. 点検清掃
		油ポンプ				

設備名	機器名	分類	日常点検	定期点検		
				1週間	1ヶ月	その他
(5) 換気設備	送風機	送風機			1. 異音、温度、振動の確認	1年 1. 羽根の損傷の確認
		換気扇				
		屋上ルーフファン				
		排煙機				
その他の設備	風道	吹出口及び吸込口	1. 吹出口、吸込口の異物付着確認		1. ダンパの開閉確認 2. 吹出口、吸込口の異物付着確認	6ヶ月
		ダンパ類				
	重油貯蔵施設（本体槽）				1. エア抜きパイプのスケール除去	別表の定期自主点検表に準ずる
	床排水ポンプ	水中ポンプ	1. 油量確認 2. 作動、異音の確認		1. 排水槽の確認	6ヶ月 1. 排水槽内堆積物除去
						1年 1. 点検清掃 <水中ポンプ> 1. 絶縁抵抗の確認 2. オイル交換
	配管		1. 漏れ確認			
設備	破碎機	配管型	1. 異音、温度、振動の確認 2. 異物の除去			1年 1. 潤滑油交換 2. カッターの刃の交換（適宜）
		水路型				
	現場操作盤	現場操作盤	1. 異音、振動、過熱、異臭の確認 2. 表示器等による異常の有無確認			1年 1. 外部、接続部の損傷・腐食・過熱・変形ゆりみの確認 2. 付属装置の機能確認 3. 特定対象機器（水中ポンプ等）の絶縁抵抗測定

別表 保守点検基準 電気設備（標準）

設備名	機 器 名	分 類	日 常 点 検	定 期 点 検		
				1 週 間	1 ヶ 月	そ の 他
(1) 受 変 電 ・ 動 力 設 備	電線路	架空電線路			1. 標識・保護さくの状態確認 2. 電線の高さ・他の工作物・植物との離隔距離の確認 3. 端末部の腐食損傷の確認	1年 1. 外部、接続部の損傷・腐食・過熱・変形ゆるみの確認
		地中電線路				
		母線				
	接地線	接地線			1. 端子箱の異常の確認	1年 1. 外部、接続部の損傷・腐食・過熱・変形ゆるみの確認
	受変電設備	PAS・断路器・遮断器・避雷器・計器用変成器・開閉器類				
		配電用変圧器				
		コンデンサ類				
		高圧リアクトル				
		ヒューズ類				
		保護継電器				
		高調波抑制装置				
		その他付属設備				
	負荷設備	コントロールセンタ	1. 外観損傷の目視点検 2. 表示器等による異常の有無確認		1. 異物の付着確認 2. 損傷、油漏れ及びき裂の確認 3. 指示計、表示灯類の確認 4. 異音、異臭、振動の確認 5. 油量の確認 6. 温度の確認	1年 1. 外部、接続部の損傷・腐食・過熱・変形ゆるみの確認 2. 付属装置の機能確認
		可変速制御装置				
		補助継電器・制御盤				
		電動機				
		現場操作盤				
		照明設備				

設備名	機 器 名	分 類	日 常 点 検	定 期 点 検		
				1 週 間	1 ヶ 月	そ の 他
(2) 自 家 発 電 設 備	機関	ディーゼル			1. 外観の確認、保守運転 2. 損傷、油漏れ及びき裂の確認、清掃 3. 指示計、表示灯類の確認 4. 異音、異臭、振動の確認 5. 温度の確認	3ヶ月 1. ボルト、ナットのゆるみ点検
		ガスタービン				
	発電機		1. 外観、油量の確認		1. 油量の確認	1年 1. 実負荷運転
	燃料小出槽					6ヶ月 1. 水分、スラッジの有無確認
	燃料ポンプ		1. 外観の確認 2. 異音、温度、圧力、弁開度油漏れ、振動等の確認 3. グランドパッキンの調整			6ヶ月 1. 取付ボルトのゆるみの確認 2. 振動測定 3. カップリングゴムの摩耗状況の確認
						1年 1. 潤滑油の確認 2. 点検清掃
	コンプレッサ始動用空気槽				1. ベルト、ドレン、圧力の確認	3ヶ月 1. 充てん時間の確認
	減圧水槽				1. 水位の確認	
	冷却水槽					
	冷却水ポンプ				1. 外観の確認 2. 異音、温度、圧力、弁開度水漏れ、振動等の確認 3. グランドパッキンの確認	6ヶ月 1. 取付ボルトのゆるみの確認 2. 振動測定 3. カップリングゴムの摩耗状況の確認
						1年 1. 潤滑油の確認 2. 点検清掃
	ラジエータ				1. 水温の確認	
	熱交換器					
	潤滑油冷却器				1. 油漏れの確認	
	温度調節弁				1. 外観の確認	
	給水装置	(ボールタップなど)			1. 水量の確認	
	始動用バッテリー		直流電源装置に準じる			
	配電盤類	発電機盤			1. 異音、過熱、異臭の確認 2. 表示器等による異常の有無確認	1年 1. 汚損、損傷、過熱、ゆるみ及び断線の異常確認 2. 開閉器、昇降装置の作動確認
		自動始動盤				
		補機盤、現場操作盤				

設備名	機器名	分類	日常点検	定期点検		
				1週間	1ヶ月	その他
(3) 制御・計装用電源設備	蓄電池	制御弁式鉛	1. 電圧の確認		1. 全セルの電槽、き裂、変形損傷、漏液の確認 2. 電圧、温度の確認	6ヶ月 1. 架台等の腐食、損傷、耐酸塗料の剥離、沈殿物の色相極板湾曲、隔離板、端子のゆるみ、損傷の確認
		ベント式鉛				
		アルカリ				
		蓄電池盤				
	直流電源装置 無停電電源装置	整流器、充電器	1. 異音、過熱、異臭の確認 2. 表示器等による異常の有無確認		1. 電圧、電流の確認	1年 1. 汚損、損傷、過熱、ゆるみ及び断線の異常確認 2. 開閉器類の作動確認
		インバータ				
		電源分岐盤				
(4) 電線路設備	架空電線路					1年 1. 外観の確認 2. 碍子のき裂確認 3. 取付ボルトのゆるみ確認 4. ハンドホール内の点検清掃
	地中電線路					
	ケーブル配管					
(5) 計装設備	指示計器類	指示計	1. 外観の確認 2. 指示状況の確認		1. ゴミ、ほこりの除去 2. 記録紙の交換 3. インク、ペン部分の清掃及び交換 4. スライド部の清掃、給油	1年 1. 零点調整 2. 清掃
		記録計				
		積算計				
		調節計				
		ループコントローラ				
		演算器				
		警報設定器				
		手動設定器				
	共通機器類	電源装置	1. 外観の確認			1年 1. 清掃
		ディストリビュータ				
		信号変換器				
		避雷器				
		現場計装盤				

設備名	機器名	分類	日常点検	定期点検		
				1週間	1ヶ月	その他
(5) 計装設備	計測装置	液位計	1. 外観の確認 2. 指示状況の確認			1年 1. 零点調整（メーカ点検） 2. 清掃
		開度計				
		流量計				
		重量計				
		圧力計				
		温度計				
		回転数計				
(6) 監視制御設備	監視装置	監視操作盤	1. 外観の確認 2. 計器の異常の有無確認 3. 表示灯の異常確認			1年 1. 冷却ファン、フィルタの状態確認
		計装盤、変換器盤				
	制御装置	制御盤、補助継電器盤	1. 外観の確認 2. 表示灯の異常確認			1年 1. 冷却ファン、フィルタの状態確認
		シーケンスコントローラ類				
	情報処理装置	中央処理・表示・出力装置	1. 外観の確認 2. 室温、湿度の確認			1年 1. 冷却ファン、フィルタの状態確認
		遠方監視制御装置				
		その他の制御装置				
(7) 付帯設備	照明設備		1. 外観の確認 2. 表示灯の異常確認			1年 1. 照明効果、汚損、損傷、過熱、ゆるみ、断線の確認
	動力設備					
	自動火災報知設備					
	電話設備					
	拡声器設備					
	テレビ共聴設備					
	避雷針設備					
	電気時計設備					
	街灯設備					

その他の業務（建物の清掃等）

以下の作業を実施するものとする。

- ・敷地及び建物の清掃

事務室、廊下など建物内の清掃のほか、除草や屋外清掃を行う。

- ・場内整備

備品や材料の整理整頓を行い、場内を適切な状態に維持する。

- ・ユーティリティ・資材管理

薬品や燃料などのユーティリティ、消耗品・備品の入荷および保管管理を遂行する。

- ・廃棄物搬出・特殊作業立会い

沈砂、スクリーンかす、汚泥などの場外搬出作業を実施する。また、植栽管理や除雪などの特殊作業において必要に応じて立会い業務を行う。

清掃作業実施における留意点

- ・清潔な状態の維持

建物内外の清掃では、施設が清潔で快適な状態を維持できる清掃方法を選択して行う。

- ・建築付属物の清掃

玄関マット、手すり、床タイル、ガラス、サッシなどの建築付属物についても、清潔な状態を維持するよう清掃を実施する。

- ・清掃頻度

玄関マットは週 1 回以上洗浄等を行うこと。

管理棟の手摺は月 1 回以上乾拭き等を行うこと。

タイル等は年 4 回以上洗浄・ワックス磨き等を行うこと。

ガラス・サッシは年 4 回以上洗浄等を行うこと。

その他の必要箇所は別途協議により清掃頻度を決定すること。

- ・敷地内の除草・剪定

敷地内の除草等の作業は、年 3 回以上実施すること。また簡易な剪定・消毒も適宜行うこと。

- ・側溝の清掃

土砂や汚泥の除去を適宜行うこと。

別紙 マンホールポンプ場保守点検

保守点検作業の内容

作業にあたっては、以下の項目に留意し、別表を標準とした保守点検基準とする。なお、性能に関わる分解作業などメーカーによる点検は対象外とする。

1) 目視作業

機器及び全体の外観を目視し、損傷、亀裂、漏れ、さび及び臭気、音により正常か否かを判断する。

例：油漏れ、軸受の異音、摩耗、シール面の当り、カップリングの空隙、ボルトの緩み等

2) 触感作業

機器に手を触れ、振動、温度等により正常か否かを判断する。

例：振動等

3) 確認作業

各機器の圧力、温度、流量、電流等、計器の指示値を読み正常か否かを判断する作業であり、目視及び触感作業を含む。

例：電流、電圧、電力、吐出圧、吐出量、回転速度等計器の値を読み取り、正常か否かを判断する。

4) 測定作業

各機器の摩耗状態及び作動が、正常か否かを測定計器（温度計、振動計、回転計等）を使用して調べる作業である。

例：軸受温度測定、振動測定、絶縁抵抗測定、摩耗測定等

5) 調整作業

機器の正常状態からのずれを補正するために行う作業である。

例：グランドパッキンの調整、チェーンの張り具合調整、ベルトの張り具合調整、計器の零点調整等

6) 清掃作業

状況により高圧洗浄、水位計の清掃を行う作業である。

例：潤滑油の交換、閉塞物、スケール等の除去、オイル交換等

7) 記録作業

点検結果を記録する作業である。

別表 保守点検基準 機械・電気設備（標準）

設備名	機器名	分類	巡回時点検 (1回/月 以上を標準)	定期点検 (1回/年 以上を標準)
(1) 汚水ポンプ設備	着脱式水中汚水ポンプ	ボルテックスタイプ	1. 異音、振動、圧力、電流値の確認 2. 槽内の油脂、スカム状況の確認	1. 着脱装置の機能確認 2. 腐食の確認 3. 槽内の油脂、スカム状況の確認 4. 絶縁抵抗の確認 5. オイル交換
		吸込みスクリータイプ		
		ノンクログタイプ		
(2) 操作制御設備	現場操作盤		1. 外観（汚損、損傷）、過熱の確認 2. 計器指示値、表示灯の確認 3. 球切れ、断線、ゆるみ、ヒューズの確認 4. 自動警報装置、漏電遮断器の作動確認	1. 絶縁及び接地抵抗値測定
(3) 配管設備	配管		1. 漏水、ジョイント部の確認	
(4) 遠方監視操作設備	自動通報装置（N T T 一般回線）	（ポンプ場側）	1. 異音、振動、加熱の確認 2. 破損の確認	1. 取付け機器、プラグインのゆるみ 2. コネクタ、端子接続部のゆるみ
	中央監視装置（パソコン） 電話機 FAX 等	（管理所等 遠方側）		
(5) 計装設備	水位計	投込式圧力式		1. レベルスイッチによるポンプの作動確認 2. 指示計の零点調整
		気泡式		

別紙 合流改善スクリーン保守点検

保守点検作業の内容

スクリーン設備の保守点検にあたっては、以下の項目に留意しながら作業を実施する。なお、性能に関わる分解作業などメーカーによる点検は対象外とする。

1) 目視・触感作業

スクリーン設備（主にマンホール、パドル、ブラシ、スクリーン、伝達用ベルト等）および施設全体の外観を目視や触感で点検し、損傷、亀裂、漏れ、錆、臭気、異音などから正常性を判断する。

例：マンホール各所の異常確認、パドルの損傷やブラシの摩耗等

2) 調整作業

設備の正常状態からのずれを補正するために行う作業である。

例：ベルトの張り具合調整等

3) 清掃・点検作業

スクリーン設備の洗浄および運転状態を点検する作業である。

例：潤滑油の交換、閉塞物の除去等

4) 記録作業

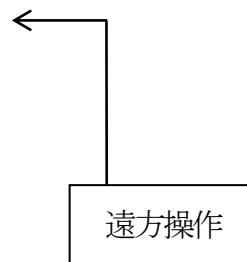
点検結果を記録する作業である。

別紙 丸山ポンプ場保守点検

丸山ポンプ場・八塚樋管 設備構成一覧

丸山ポンプ場

区分	構成
主ポンプ設備	主ポンプ、主配管弁継手等、可動翼装置
主ポンプ駆動設備	主駆動原動機、クラッチ、減速機等
系統機器設備	燃料系統設備、始動系統設備等
監視操作制御設備	中央操作、機側操作等
電源設備	自家発電設備、配電設備等
除塵設備	スクリーン、除塵機等
付属設備	天井クレーン装置、換気設備、地下貯油槽等
付帯施設	流下ゲート等



八塚樋管

区分	構成
ゲート	扉体、戸当り、開閉装置、操作制御装置等



丸山ポンプ場の管理および点検に関する取り扱い事項

- ・当該ポンプ場の管理は上尾市道路河川課の所管となるため、報告等はすべて同課へ行うこと。
- ・巡回点検の実施頻度は年6回とする。
- ・電気設備の点検項目は、次のとおりとする：低圧受変電設備、直流電源装置、自家発電設備
- ・点検時には、軸受給油等の軽微な油脂類の補給も含めて実施する。
- ・各種点検については、点検要領および点検整備表を作成のうえ報告し、あわせて関連法令に定められた書類の作成・提出を行うこと。
- ・点検時に発生した通報については、事前に上尾市道路河川課へ報告すること。
- ・その他、対応に疑義が生じた場合は、その都度協議のうえ対応を決定すること。
- ・地下タンクの点検は微加圧法により実施し、報告書は2部作成すること。

別紙 修繕及び部品

修繕及び部品における修繕補修費とは、保守点検業務において簡易な故障修繕では機能回復が困難等の理由で、早急な復旧が必要な修繕のうち、一定額以下で受注者が実施する修繕とする。

修繕実施における留意点

- ・ 修繕の実施方法

修繕を行う際の内容や条件については、発注者と受注者の双方で協議の上、発注者の承諾を得て受注者が修繕を実施すること。

- ・ 費用制限

修繕の実施費用は、一件あたり 1,000,000 円（税抜き）以下とする。また、年間の修繕補修費の合計額は 2,000,000 円（税抜き）を上限とする。なお、上限を超える端数費用等は受注者の負担とする。

- ・ 費用の支払に関する取扱い

修繕費用は、実施見込み額として毎月の支払いに含めて処理を行う。また、年間修繕費の残額が生じた場合は翌年度に繰り越しが可能とする。なお、履行期間内において修繕費に残額が生じた際は、最終年度契約の 3 月支払時に減額調整を行うものとする。

- ・ 管理監督の責任

修繕の着手から完成まで、受注者は責任をもって管理監督を行うこと。

- ・ 完成図書の提出

修繕実施に伴い、完成図書（修繕内容を記録した資料）の提出については、都度監督員と協議し、適切に対応すること。

別紙 自家用電気工作物保安管理

本業務は、電気主任技術者を配置し、保安規定に基づき定期的に点検を実施し、自家用電気工作物の維持・管理・運用を行うものである。汚水中継ポンプ場（柏座・芝川・本山・五番町・吉田下・尾山台）および雨水ポンプ場（丸山）の正常な機能の管理を図ることを目的とする。

第1条（業務の内容）

第1項 本業務は、次号に基づいて実施するものとし、その他不明点については、必要に応じて協議の上決定するものとする。

- (1) 受注者は、当該自家用電気工作物の維持・管理・運用の主体となり、法令で定める技術基準に適合するようにすること。
- (2) 受注者は、当該施設の自家用電気工作物について、監督官庁へ電気主任技術者の申請手続きを行うこと。
- (3) 受注者は、発注者の事業場で維持・管理・運用及び点検業務を行う際に、身分を証明する証明書を常に携帯し、発注者に対してその証明書を提示することで、自身が業務担当者であることを明らかにする。ただし、緊急の場合については、この限りではない。
- (4) 受注者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関して、経済産業大臣に提出する書類および図面について、その作成ならびに手続きに対する助言を行うこと。
- (5) 受注者は、自家用電気工作物の設置または変更に関する工事を計画、施工、または工事が完了した場合において、設計の審査および竣工検査を実施し、必要に応じて発注者に対し適切な措置を指示または助言すること。
- (6) 受注者は、自家用電気工作物の設置または変更に関する工事について、発注者から通知を受けた場合、第2条で定める通り、工事期間中の点検を行い、必要に応じて発注者に適切な措置を指示または助言すること。
- (7) 受注者は、自家用電気工作物の維持・管理・運用業務について、定期的な点検、測定および試験を実施し、その結果を発注者に報告すること。また、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項や、そのおそれがある場合には、必要な措置を発注者に指示または助言すること。発注者は、それらの記録を確認し、保安規程に定められた期間保管するものとする。

- (8) 電気事業法第107条第4項の規定に基づく立入検査について、電気主任技術者として対応すること。

第2項 発注者は、前項で定める受注者に委託する業務について、次の(イ)～(ハ)のいずれかに該当する電気工作物に関し、受注者と協議の上で、点検、測定および試験の全部または一部を電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して実施するものとする。その際、発注者は受注者の監督のもとで点検等を行い、受注者はその記録を確認するものとする。また、受注者は発注者の要請に応じて助言を行うものとする。さらに、受注者は、該当電気工作物の保安に対し、必要に応じて発注者へ指示または助言を行うことができる。

- (イ) 設備の特殊性により、専門的な知識および技術を有する者でなければ点検が困難な以下の(a)～(e)に該当する自家用電気工作物

(a) 建築基準法の規定により、一級建築士等による検査が必要な建築設備

(b) 消防法の規定により、消防設備士免状を有する者等の点検が必要な消防用設備または特殊消防用設備

(c) 労働安全衛生法の規定に基づき、検査業者等による検査が求められる機械

(d) 機器の精度等の観点から、専門の知識および技術を有する者による調整が必要な機器

(e) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器

- (ロ) 設置場所の特殊性により、受注者による点検が困難な以下の(a)～(e)に該当する場所に設置された自家用電気工作物

(a) 立入に危険を伴う場所

(b) 情報管理上、立入が制限されている場所

(c) 衛生管理上、立入が制限されている場所

(d) 機密管理上、立入が制限されている場所

(e) 専門家による特殊な作業を要する場所

- (ハ) 発電設備のうち、電気設備以外に該当する自家用電気工作物

- (二) 使用機器およびそれに付随する配線器具等については、第1項の規定に加え、発注者が確認を行うものとする。

第2条（点検の頻度及び点検項目）

第1項 第1条第1項に定める受注者が定期的に行う点検の頻度および点検項目は、以下に示す月次点検、年次点検および臨時点検の内容を基本とし、その詳細については保安規程によるものとする。また、受注者は点検完了後、点検報告書を作成して発注者に提出し、業務履行の確認を受けるものとする。

(1) 月次点検：毎月1回

概要：設備が運転中の状態で点検を実施する。

(2) 年次点検：毎年1回

概要：主として停電により設備を停止状態にし、点検を実施する。この際、盤内の高圧機器の清掃も行う。

(3) 臨時点検：必要の都度

概要：電気事故その他異常が発生した場合、または異常発生のある恐れがあると判断した場合に点検を行う。

(4) その他必要とされる点検

対象設備等	月次点検	年次点検
<引込設備> 区分開閉器、引込線、支持物、ケーブル等	<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態 <測定項目> 電圧、負荷電流測定 B種接地工事の接地線に流れる漏えい電流測定	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験
<受電設備>		
断路器、電力用ヒューズ、遮断器、高圧負荷開閉器、変圧器、コンデンサ及びリアクトル、避雷器、計器用変成器、母線等		
<受・配電盤>		
<接地工事> 接地線、保護管等		
<構造物> 受電室建物、キュービクル式受変電設備の金属製外箱等	<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態 <始動試験> 無負荷運転の実施 起動時の煙色確認	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器等の連動動作試験、自動始動・停止試験、運転中の発電電圧及び発電電圧周波数（回転数）の異常の有無
<非常用予備発電装置> 原動機、発電機、始動装置等		
<蓄電池設備>	<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 配線の取付け状態及び過熱の有無 <測定項目> 蓄電池電圧測定	左記の外観点検項目に加え、蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度測定

対象設備等	月次点検	年次点検
<負荷設備> 配線、配線器具、低圧機器等	<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定

第2項 第1条第1項に定める発注者からの通知を受けて行う工事期間中の点検の頻度は、
自家用電気工作物の設置または変更工事が計画どおり施工されているか、および経済産業省令で定める技術基準への適合状況を確認するための点検とし、その頻度は毎週1回とする。

第3項 受注者は、第2条第1項(1)に示す月次点検に加え、発注者に対し日常巡視等による異常の有無について確認を行い、異常が発見された場合には、経済産業省令で定める技術基準に適合しない事項、または適合しないおそれがないかについて点検を行うものとする。

第4項 低圧電路の絶縁状況を的確に監視可能な装置を備えた需要設備において、次の漏えい警報が発生した場合、受注者は以下の対応を行うものとする。

(イ) 漏えい警報の条件

(a) 漏えい電流の警報動作電流が設定の上限値以上の場合。

(b) 漏えい警報が連続して5分以上発生した場合、または5分未満の漏えい警報が繰り返し発生した場合。

(ロ) 対応内容

(a) 警報発生の原因を調査し、適切な処置を実施する。

(b) 警報発生時の受信記録を3年間保存する。

第3条（緊急体制）

第1項 故障、事故、その他必要な事態が発生した場合は、直ちに現場に急行し、応急処置等を行える体制を常時確保していること（24時間体制）。また、宿直、連絡、応援体制及び到着時間確認書（地図・距離・交通機関等を明記する。）等を明確にしなければならない。なお、電気工作物において事故が発生した際には、受注者側で下記の対応を行うこと。

【電気工作物事故発生時対応】

(1) 応急処置とその指導、助言

(2) 事故原因探求、事故報告の作成及び手続き

(3) 再発防止措置の指導、助言

(4) 精密試験（事故の内容・原因により、必要に応じて行う。）

第4条（発注者及び受注者の協力及び義務）

第1項 発注者は、受注者が業務を実施するにあたり、受注者が報告または助言した事項、あるいは受注者と協議して決定した事項について、速やかに必要な措置を講じるものとする。

第2項 受注者は、業務を誠実に実施するものとする。

第5条（法令の遵守）

第1項 関係法令及び同法令に基づき発注者が定めた諸規則を遵守しなければならない。

また、エネルギー使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）及び埼玉県地球温暖化対策推進条例（平成21年埼玉県条例第9号）に基づく規則の遵守に協力すること。

第6条（安全管理）

第1項 受注者は、本業務を実施するにあたり、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則、電気事業法等の関連法規を遵守し安全の確保に努めること。また、単独作業の禁止、高圧電路の停電、送電操作を伴う作業、高圧近接作業、又は高所作業等を行う場合は安全の確保に努めること。

第7条（業務担当者の資格等）

第1項 受注者は、業務担当者として法令に適合する者を配置すること。

第8条（記録の保存）

第1項 受注者が実施し報告した業務の結果および記録は、発注者および受注者の双方で3年間保存するものとする。

第9条（損害賠償）

第1項 受注者の故意または過失により発注者に損害を与えた場合、受注者は損害賠償の責任を負うものとする。ただし、受注者の責に帰すことのできない事由による場合は、この限りではない。

第 10 条（機密の保持）

第 1 項 受注者は、業務上知り得た発注者の機密を第三者に漏らしてはならないものとする。

第 11 条（業務の引継）

第 1 項 受注者は、業務の引継ぎが生じた場合、全施設の業務を滞りなく、かつ円滑に遂行できるよう誠実に引き継ぐものとする。また、受注者は、全ての引き継ぎ業務が完了した旨を発注者に対して書面で提出するものとする。

別紙 非常用発電機保守点検

1. 業務概要

下水道施設（污水中継ポンプ場）の機能を維持するため、非常用発電機の保守点検を実施する。なお、下水道施設に設置された非常用発電機は、消防法に基づく点検義務の対象外となるが、災害対応、BCP（事業継続計画）、設備維持の観点から、技術基準および積算基準に基づき定期的に点検を行う。

2. 点検数量

污水中継ポンプ場において、C点検を年1回実施する。また、指定された部品等を交換する。

3. 点検時期

毎年1月末までに実施する。

4. 完了報告

受注者は、点検完了ごとに報告書を提出し、発注者に業務履行の確認を受けるものとする。

なお、報告に必要な書類は、発注者との協議により決定する。

点検整備内容

点検種別	点検間隔 竣工後又はF点検後	主たる点検・作業項目 詳細は点検整備表による	備考
A 点 検	3ヶ月毎	○周囲・外観状況 ○始動・運転・停止状況の点検 ○無負荷運転10分間、主要部水・油・空気漏れ点検 ○冷却水・燃料油・潤滑油量確認 ○計器類指示確認 ○コンプレッサー作動確認 ○発電機スリップリング・油カキリング・ブラシの点検 ○その他点検整備表参照	
B 点 検	6ヶ月毎	○バッテリー電解液点検 ○潤滑油汚れ点検、コシ器・タンクのドレン抜き ○冷却水・燃料油汲上ポンプ作動状況点検 ○吸排気弁バネ点検、その他点検整備表参照	A 点 検 を含む
C 点 検	1年毎	○配電盤計器の点検、設置・絶縁抵抗測定 ○実負荷運転60分間 ○クランクデフレクション計側、機側リレー・スイッチ作動確認及び配線ターミナル増締 ○空気層安全弁作動確認 ○セルフモーターブラシ点検、吸排気弁弁頭スキマ調整 ○排圧測定(煙突閉塞確認のため)、弁腕油・コンプレッサー油交換 ○その他点検整備表参照	A 及 び B 点 検 を含む
D 点 検	2年毎	○燃料噴射時期・噴射弁噴霧点検調整・カムタペットローラー点検 ○燃料・潤滑油コシ器分解整除、過給機フィルター洗浄 ○ガバナリンク点検調整、自動始動塞止弁弁体交換 ○機関潤滑油交換(別途)その他点検整備表参照	A、B及びC点検を含む
E 点 検	4年毎	○燃料噴射弁分解点検 ○燃料フィードポンプ・弁腕注油ポンプ分解点検 ○ラジェーターコアの掃除 ○シリンダーヘッド 全気筒分解点検・整備・吸排気弁摺合わせ ○遮断機絶縁油点検、ゴムホース交換 ○その他点検整備表参照 ○潤滑油クーラー・インタークーラー圧力テスト	A、B、C 及 び D 点 検 を含む
F 点 検	8年毎	○ピストン抜き点検掃除(全気筒)、シリンダライナ内径計測(全気筒) ○ロッドボルト・メタル点検、主軸受ボルト点検 ○シリンダライナパッキン新替(全気筒)、主軸受メタル点検 ○ピストンピンメタル点検、クランクピン・ジャーナル点検 ○タイミングギヤ点検、冷却水ポンプ・潤滑油ポンプ分解点検 ○過給機・インタークーラー分解掃除・水压テスト ○始動空気減圧弁ダイヤフラム点検、燃料噴射ポンプ分解点検 ○始動弁点検摺合わせ ○その他点検整備表参照	A、B、C、D 及 び E 点 検 を含む

点検整備表

区分	点 検 部	点 検 項 目 №	作 業 項 目	点 検 種 別						備 考
				A 点 検	B 点 検	C 点 検	D 点 検	E 点 検	F 点 検	
外 観 点 検	設 置 状 況	1	周囲の整理整頓、状況点検	○	○	○	○	○	○	障害物、各機器との保有距離
		2	区画、隔壁等破損の有無点検	○	○	○	○	○	○	
		3	水の浸透、漏れ等の有無点検	○	○	○	○	○	○	
		4	換気装置の機能点検	○	○	○	○	○	○	自然換気、強制換気の別
		5	照明設備の機能点検	○	○	○	○	○	○	
		6	標識の表示状況の点検	○	○	○	○	○	○	
	表 示	7	表示の適否確認	○	○	○	○	○	○	
	自家発電装置	8	変形、損傷、脱落、漏れ等の有無点検	○	○	○	○	○	○	原動機と発電機
	始 動 用 蓄 電 池 設 備	9	蓄電池設備の外観点検に順ずる	○	○	○	○	○	○	
	始 動 用 空 気 圧 縮 設 備	10	空気だめ、圧縮機等の変形等異常有無点検	○	○	○	○	○	○	
		11	空気だめ圧力の点検	○	○	○	○	○	○	
	制 御 装 置	12	周囲の整理整頓、状況点検	○	○	○	○	○	○	
		13	外形上で変形等の異常有無点検	○	○	○	○	○	○	
		14	電源表示等の点灯有無点検	○	○	○	○	○	○	
		15	開閉器及び遮断機の開閉位置適否点検	○	○	○	○	○	○	
	計 器 類	16	変形等の有無及び指示値の適否点検	○	○	○	○	○	○	
	燃料油及び冷却 水 タ ン ク	17	外形上で変形等の異常有無点検	○	○	○	○	○	○	
		18	規定の燃料油量があるか点検	○	○	○	○	○	○	定格負荷2hr以上運転可能油量必要
		19	規定の冷却水量があるか点検	○	○	○	○	○	○	定格負荷1hr以上運転可能水量必要
	排 気 筒	20	可燃物が放置されていないか周囲の状況点検	○	○	○	○	○	○	
		21	外形上で変形、損傷、支持金具の緩み等の有無点検	○	○	○	○	○	○	
		22	貫通部の変形、損傷、脱落等異常有無点検	○	○	○	○	○	○	
	配 管	23	変形、損傷、漏れ等の有無点検	○	○	○	○	○	○	
	予 備 品 等	24	予備品及び回路図等の備付状況点検	○	○	○	○	○	○	

点検整備表

区分	点検部	点検項目No	作業項目	点検種別						備考
				A 点検	B 点検	C 点検	D 点検	E 点検	F 点検	
機能点検	自家発電装置	25	潤滑油の種類及び量の確認	○	○	○	○	○	○	規定の油脂
		26	タンク、ラジエーター等の冷却装置の機能点検	○	○	○	○	○	○	
		27	無負荷運転での各部点検性能チェック		○	○	○	○	○	定格回転数で5～10分運転
		28	手動停止装置の機能点検		○	○	○	○	○	停止後、再始動しないこと
	始動用蓄電池設備	29	蓄電池設備の機能点検に順ずる		○	○	○	○	○	
	始動用空気圧縮設備	30	潤滑油の確認	○	○	○	○	○	○	
		31	確実に作動するか否かを確認	○	○	○	○	○	○	
	制御装置	32	開閉器及び遮断機の開閉機能確認		○	○	○	○	○	
		33	適正ヒューズの使用有無点検		○	○	○	○	○	
		34	各継電器の機能確認		○	○	○	○	○	
		35	各表示灯の点灯状況の確認	○	○	○	○	○	○	
	計器類	36	設備を運転し、各計器の作動、指示値を点検	○	○	○	○	○	○	定格回転無負荷運転
	結線接続	37	回路、端末の変形、損傷等の有無点検	○	○	○	○	○	○	
	接地	38	接地線の変形、接続部の損傷有無点検		○	○	○	○	○	
	耐震措置	39	アンカーボルト、防振装置、可とう管継手等耐震措置が適正に行なわれかつこれ等に変形、措置等がないかどうか点検	○	○	○	○	○	○	
作動点検	自家発電装置	40	タイムスケジュール及びシーケンス通りに、自動始動及び自動停止作動が完了するか否か点検	○	○	○	○	○	○	電圧確立時間 普通型・長時間型40秒以内 即時普通型・即時長時間型10秒以内
総合点検	接地抵抗	41	抵抗値を測定し適正であるか否かを確認する			○	○	○	○	他の法令による点検がされている場合は、その測定値とすることができる
	絶縁抵抗	42	抵抗値を測定し適正であるか否かを確認する			○	○	○	○	他の法令による点検がされている場合は、その測定値とすることができる
	始動用蓄電池設備	43	蓄電池設備の総合点検に準ずる			○	○	○	○	蓄電池設備点検表添付
	始動用空気圧縮設備	44	容量及び機能を点検			○	○	○	○	
	始動補助装置	45	確実に作動するか否かを点検			○	○	○	○	
	保安装置	46	作動値が設定値通りか否か点検			○	○	○	○	
	調速機	47	確実に作動するか否か確認する			○	○	○	○	
	負荷運転	48	正常な運転状況であるか否か点検			○	○	○	○	
		49	排気背圧を計測し適否を点検			○	○	○	○	
		50	換気(吸気及び排気)の良否点検			○	○	○	○	

点検整備表

区分	点 検 部	点検項目 №	作 業 項 目	点 検 種 別						備 考
				A 点 検	B 点 検	C 点 検	D 点 検	E 点 検	F 点 検	
燃料系統	燃料噴射ポンプ	51	ラック目盛位置、摺動点検			○	○	○	○	
		52	噴射時期及び調整ネジ弛み点検				○	○	○	
		53	分解点検					○	○	E点検1気筒(集合型除く)
	燃 料 噴 射 弁	54	噴射圧力・噴霧状況点検調整				○	○	○	
		55	分解点検					○	○	
	燃 料 油 コ シ 器	56	ドレン抜き(及びブローオフ掃除)			○	○	○	○	
		57	分解点検				○	○	○	
	燃 料 タ ン ク	58	沈殿物・水分の排出		○	○	○	○	○	
		59	燃料灯油中の添加剤有無	○	○	○	○	○	○	
	フイールドポンプ 汲 上 ポ ン プ	60	フイールドポンプの分解点検					○	○	
		61	燃料汲上ポンプの作動			○	○	○	○	
潤滑油系統	潤 滑 油 ポ ン プ	62	主要部分の分解点検					○	○	
	機 関 潤 滑 油	63	汚れ点検		○	○	○	○	○	交換(要・否) 交換目安は据付後1年目その後2年目毎とする
		64	油量点検(検油棒上部目盛迄)	○	○	○	○	○	○	
	弁腕注油ポンプ	65	分解点検					○	○	
	弁腕注油タンク	66	汚れ点検(含燃料稀釈)	○	○	○	○	○	○	汚れ稀釈あれば交換、他1年毎に交換
		67	油量点検	○	○	○	○	○	○	
	潤 滑 油 コ シ 器	68	ドレン抜き			○	○	○	○	
		69	分解掃除					○	○	
	潤 滑 油 器	70	外観目視点検 錆・損傷の有無	○	○	○	○	○	○	
		71	圧力(水圧or油圧)テスト					○	○	4kgf/cm ²
		72	分解点検掃除						○	
	自 動 始 動 用 ブライミング装置	73	ピストンポンプ分解点検					○	○	
	ガ バ ナ	74	油量点検	○	○	○	○	○	○	1年毎に交換
	(集 合 型) 燃料噴射ポンプ	75	油量点検	○	○	○	○	○	○	1年毎に交換
	過 給 機	76	油量点検(タービン側・ブロー側とも油面計白線まで)	○	○	○	○	○	○	1年毎に交換
	発 電 機	77	軸受部油量点検	○	○	○	○	○	○	1年毎に交換
冷却水系統	冷 却 水 ポ ン プ	78	メカニカルシール 又はグランドパッキン点検						○	
		79	主要部分の分解点検 (インペラリング、スキマ計測)						○	
	温 調 弁	80	分解・点検				○	○	○	
	汲 上 ポ ン プ	81	汲上ポンプ作動・水漏れ点検		○	○	○	○	○	

点検整備表

区分	点検部	点検項目No	作業項目	点検種別						備考
				A点検	B点検	C点検	D点検	E点検	F点検	
始動空気系統	始動弁	82	弁座摺合わせ、バネ点検(動作点検)					○	○	
	始動空気分配弁	83	点検					○	○	
	自動始動用塞止弁	84	分解・点検			○	○	○	○	
		85	高圧側弁体(シートゴム製)交換				○	○	○	
	始動空気減圧弁	86	点検			○	○	○	○	
	始動停止電磁弁	87	点検					○	○	要すれば新替
	空気槽 (倉ドレンセパレーター)	88	空気槽配管漏れ点検、ドレン抜き	○	○	○	○	○	○	
		89	安全弁の作動確認			○	○	○	○	
	コンプレッサー	90	コンプレッサーの作動確認	○	○	○	○	○	○	潤滑油交換1年毎
		91	分解点検							別途工事
シリンダーヘッド弁装置	シリンダーヘッド	92	燃焼室のカーボン掃除					○	○	全気筒
		93	弁調整(弁間隔)			○	○	○	○	
	吸排気弁	94	吸排気弁座点検摺合わせ					○	○	
		95	弁バネ・バネ受点検		○	○	○	○	○	
	カム軸	96	カム・タペットローラー点検			○	○	○	○	
往復運動部	ピストン	97	ピストン拔出しカーボン掃除						○	
		98	リング・リング溝の点検						○	
		99	ピストンピン・ピストンピン孔点検						○	
		100	ピストンピンメタル点検						○	
	連接棒	101	クランクピンメタル点検						○	
		102	連接棒ボルト点検 (締付力、トルクレンチでチェック)						○	
	シリンダライナ	103	シリンダライナ内径計測(絞りチェック)						○	
		104	ライナ拔出しパッキン交換						○	
クランク軸	主軸受	105	主軸受メタル点検						○	台板式のみ
		106	主軸受ボルト弛み点検						○	台板式のみ
	クランク軸	107	ピン点検						○	
		108	ハズミ車側クランク歯車締付ボルト点検						○	
		109	デフレクション計測			○	○	○	○	
	歯車	110	タイミングギヤー他ギヤー当り背隙点検						○	

点検整備表

区分	点検部	点検項目No	作業項目	点検種別						備考
				A点検	B点検	C点検	D点検	E点検	F点検	
調速装置	調速リンク	111	点検調整				○	○	○	
		112	注油及び摺動点検	○	○	○	○	○	○	
	ガバナ(機械式油圧式)	113	分解点検又は洗滌						○	“O”リング関係は4年目で交換
過給系統	過給機	114	ブロワーフィルター洗滌			○	○	○	○	
		115	分解掃除						○	
		116	水圧テスト(分解の上)						○	4kgf/cm ²
	空気冷却器	117	外観目視点検 錆・損傷の有無	○	○	○	○	○	○	
		118	圧力テスト					○	○	4kgf/cm ²
		119	分解点検掃除						○	
その他・付属装置	回転計	120	機関停止中指針が零を指しているか	○	○	○	○	○	○	
	潤滑油圧計	121	機関停止中指針が零を指しているか	○	○	○	○	○	○	
	冷却水圧力計	122	タンクヘッド圧力を指しているか	○	○	○	○	○	○	
	燃料油圧力計	123	タンクヘッド圧力を指しているか	○	○	○	○	○	○	
	流水継電器	124	配線ターミナルの増締			○	○	○	○	
		125	動作確認			○	○	○	○	
	油圧低下スイッチ	126	配線ターミナルの増締			○	○	○	○	
		127	作動確認調整			○	○	○	○	
	冷却水温度スイッチ	128	配線ターミナルの増締			○	○	○	○	
		129	作動確認調整			○	○	○	○	
	燃料ブロースイッチ	130	配線ターミナルの増締			○	○	○	○	
		131	作動確認調整			○	○	○	○	
	スピードリレー又はスイッチ	132	配線ターミナルの増締			○	○	○	○	
		133	作動確認(低速度・加速度)調整			○	○	○	○	
	セルモーター	134	接点・ブラシ等の点検			○	○	○	○	
	ラジエター関係	135	冷却水入替及び清掃				○	○	○	
		136	コアの掃除					○	○	
	煙道	137	排圧測定(マノメーターにて)			○	○	○	○	
		138	消音器のドレン抜き	○	○	○	○	○	○	
	冷却水槽	139	内部点検、ボールタップ動作		○	○	○	○	○	

点検整備表

区分	点 検 部	点検項目 №	作 業 項 目	点 検 種 別						備 考
				A 点 検	B 点 検	C 点 検	D 点 検	E 点 検	F 点 検	
始動用蓄電池	電 池 外 形	140	電槽のふた変形有無		○	○	○	○	○	
		141	電槽のふたひび割れ有無		○	○	○	○	○	
		142	液漏れの有無		○	○	○	○	○	
	電 池 液 量	143	液面の高さ		○	○	○	○	○	
	端 子 接 続 部	144	弛み有無		○	○	○	○	○	
		145	腐食、変色、破損の有無		○	○	○	○	○	
	電 池 極 板	146	変色の有無		○	○	○	○	○	
		147	亀裂、湾曲、剥離の有無		○	○	○	○	○	
		148	脱落、沈殿物の有無		○	○	○	○	○	
	液 口 栓 (触 媒 栓)	149	破損、穴詰まりの有無		○	○	○	○	○	
		150	(水溜り、液べりの有無)		○	○	○	○	○	
	電 池 総 電 圧	151			○	○	○	○	○	
	充 電 器 外 形	152	汚れ、破損の有無		○	○	○	○	○	
	電 圧 測 定	153	補償(浮動)電圧		○	○	○	○	○	
		154	入力電圧		○	○	○	○	○	
	電 流 測 定	155	出力電流		○	○	○	○	○	
		156	負荷電流		○	○	○	○	○	
	パイロットランプ メーター	157	断線、破損の有無		○	○	○	○	○	
		158	玉切れの有無		○	○	○	○	○	
		159	動作不良の有無		○	○	○	○	○	
	ヒューズ	160	熔断、破損の有無		○	○	○	○	○	
		161	容量チェック			○	○	○	○	
	警 報 テ ス ト	162	動作テスト			○	○	○	○	
	保 守 用 品	163	員数、外観テスト		○	○	○	○	○	

芝川ポンプ場

内 燃 機 関	種類	SPG300D 4サイクル水冷直噴式、過給機付(三菱S6B-PTA)	
	出力	180 kW	
	回転数	1,500rpm	
	燃料消費率	220g/ kW・h	
	燃料消費量	約 48.0L/h	
	総排気量	12.882L	
	燃料油	軽油	
	冷却水量	59L (機関本体 : 33L,ラジエター : 26L)	
	潤滑油量	50L	
	冷却方式	ラジエター式 (ラジエター排風量 : 288m3/min)	
発 電 機	種類	横軸回転界磁形三相交流同期発電機	
	容量	200kVA	
	力率	80%	
	電圧	210V	
	相	3 相	
	周波数	50Hz	
	回転数	1,500rpm	
	結線法	スター	
	冷却法	自己通風式	
	励磁方式	ブラシレス	
蓄 電 池	形式	MSE-150	
	電圧	DC24V	
	容量	150Ah [10 時間率]	
槽 小 燃 出 料	設置場所	発電機室	
	容量	950ℓ	
そ の 他	機械番号	装置	0502F215E
		発電機	0502F215E
		原動機	71074
	設置	工事	富士電機システムズ株式会社
		時期	平成 17 年度設置

柏座ポンプ場

内 燃 機 関	種類	水冷 4 サイクル、直接噴射式、過給機付	
	出力	160kW	
	回転数	1,500min-1	
	燃料消費率	226g/kW・h (裕度+5%)	
	燃料消費量	約 44l/h	
	総排気量	11.67l	
	燃料油	軽油	
	冷却水量	38 L (機関本体:26 L、ラジエータ:12 L)	
	潤滑油量	18 L	
	冷却方式	ラジエータ式 (ラジエータ排風量:168m3/min)	
発 電 機	種類	横軸回転界磁形三相同期発電機	
	容量	150kVA	
	力率	80% (遅れ)	
	電圧	210V	
	相	3 相 3 線 (中性点接地)	
	周波数	50Hz	
	回転数	1,500min-1	
	結線法	スター	
	冷却法	自由通風形 (JEC-114 による JP20)	
	励磁方式	ブラシレス	
蓄 電 池	形式	HS-150 [GS ユアサ株式会社製] 製造 2010.1	
	電圧	DC24V	
	容量	150Ah [10 時間率]	
小 出 槽	設置場所	屋内	
	容量	300 L	
	設置場所	屋外	
	容量	980 L	
そ の 他	機械番号	装置	02018640ES1
		発電機	02018256ES1
		原動機	103755T
	設置	工事	富士電機株式会社
		時期	平成 14 年度設置

本山ポンプ場

内 燃 機 関	種類	ヤンマーエネルギーシステム(株)YAP300GS-5RY	
	出力	224 kW	
	回転数	1,500rpm	
	燃料消費率	220g/ kW・h	
	燃料消費量	約 57.8L/h	
	総排気量	13.140L	
	燃料油	軽油	
	冷却水量	44.6L（機関本体：32L，ラジエータ：12.6L）	
	潤滑油量	29L	
	冷却方式	ラジエータ式（ラジエータ排風量：270m3/min）	
発 電 機	種類	横軸回転界磁形三相交流同期発電機	
	容量	250kVA	
	力率	80%	
	電圧	420V	
	相	3 相	
	周波数	50Hz	
	回転数	1,500rpm	
	結線法	スター	
	冷却法	自由通流形	
	励磁方式	ブラシレス励磁方式	
蓄 電 池	形式	SNS - 200	
	電圧	DC24V	
	容量	200Ah [10 時間率]	
槽 小 燃 料 出	設置場所	屋内	
	容量	950ℓ	
そ の 他	機械番号	装置	0502F215E
		発電機	0502F215E
		原動機	71074
	設置	工事	メタウォーター株式会社
		時期	平成 21 年度設置

吉田下ポンプ場

内 燃 機 関	種類	ディーゼル機関(日産ディーゼル工業 PE6T05)	
	出力	173PS	
	回転数	1,500rpm	
	燃料消費率	166g/PS-hr	
	総排気量	11.67 L	
	燃料油	軽油	
	冷却水量	39.0 L (ラジエータ 13.0 L、機関 26.0 L)	
	潤滑油量	H 18 L L 15 L	
	冷却方式	ラジエータ式	
発 電 機	種類	三相同期発電機(日立製作所)	
	容量	150 kVA	
	電圧	210V	
	相	3 相	
	周波数	50Hz	
	回転数	1,500rpm	
	冷却法	ラジエータ式	
蓄 電 池	形式	HS-200E[新神戸電機製 2018 年 9 月製造]	
	電圧	DC24V	
	容量	200AH/10 時間率	
槽 小 燃 料 出	設置場所	屋内	
	容量	490 L	
そ の 他	機械番号	装置	YEFC10P-CD
		発電機	811788-3
		原動機	140012T
	設置	工事	昱株式会社北関東支店
		時期	平成 7 年度設置

五番町ポンプ場

内 燃 機 関	種類	4 サイクル水冷直接噴射式ターボ付(日産 RD8T05)	
	出力	195PS	
	回転数	1,500rpm	
	燃料消費率	165g/PS-hr	
	総排気量	14,313cc	
	燃料油	JIS 軽油	
	冷却水量	60 L (機関本体 32 L ラジエータ 28 L)	
	潤滑油量	24 L	
	冷却方式	ラジエータ	
発 電 機	種類	横軸回転界磁突極形三相同期発電機(PG-200T)	
	容量	150 kVA	
	力率	80% (遅れ)	
	電圧	210V	
	相	3 相 3 線	
	周波数	50Hz	
	回転数	1,500rpm	
	結線法	スター	
	冷却法	自由通風形(JEC-114 による, JCO)	
	励磁方式	ブラシレス	
蓄 電 池	形式	HS200E[GS ユアサ製 2017 年 10 月製造]	
	電圧	DC24V	
	容量	200Ah [10 時間率]	
槽 小 燃 料 出	設置場所	屋外	
	容量	490 L	
そ の 他	機械番号	装置	92058693ES1
		発電機	92058870ES1
		原動機	003084T
	設置	工事	富士電機株式会社北関東支店
		時期	平成 4 年度設置

尾山台ポンプ場

内 燃 機 関	種類	4 サイクル水冷直接噴射式(三菱 S6B-PT)	
	出力	240PS	
	回転数	1,500rpm	
	燃料消費率	167g/PS-hr (許容値 +5%)	
	燃料消費量	19.6 L /hr	
	総排気量	12.9 L	
	燃料油	JIS 軽油	
	冷却水量	30 L (機関本体)、83 L (ラジエータ)	
	潤滑油量	50 L	
	冷却方式	ラジエータ式	
発 電 機	種類	横軸回転界磁形三相同期発電機(GEC5314E-4)	
	容量	200 kVA	
	力率	80% (遅れ)	
	電圧	210V	
	相	3 相 3 線	
	周波数	50Hz	
	回転数	1,500rpm	
	結線法	スター (中性点接地)	
	冷却法	自由通風形(JEC-114 による、JCO)	
	励磁方式	ブラシレス	
蓄 電 池	形式	MSEX-150[ジーエス・ユアサ製 2024 年 1 月製造]	
	電圧	DC24V	
	容量	150AH(10 時間率)	
槽 小 燃 料 出	設置場所	屋内	
	容量	950 L	
そ の 他	機械番号	装置	GFC5314E-4
		発電機	96108117ES1
		原動機	29244
	設置	工事	富士電機株式会社
		時期	平成 8 年度設置

別紙 消防設備保守点検

1. 概要

汚水中継ポンプ場（柏座・芝川・本山・五番町・吉田下・尾山台）に設置されている自動火災報知設備・誘導灯・消火器具の機能維持を図るため、消防法第17条、消防法施行令第8条～第33条、消防法施行規則第2節の維持管理の基準に適合しているかを確認する。

2. 点検数量

- ・ 機器点検を年1回、総合点検を年1回実施するものとする。
- ・ 消火器は放射試験点検用として、年に6本を交換するものとする。
- ・ 高所に取り付けられた感知器の点検は延長指示棒にて実施する。

3. 点検時期

1回目の点検は、毎年7月末までに実施し、2回目の点検は、翌年の1月末までに実施すること。

4. 完了報告

受注者は、点検完了ごとに報告書を提出し、発注者に業務履行の確認を受けるものとする。なお、報告に必要な書類は、発注者との協議により決定する。

消防設備一覧

形状	設 置 場 所					
	柏座ポンプ場	芝川ポンプ場	本山ポンプ場	五番町ポンプ場	吉田下ポンプ場	尾山台ポンプ場
受信機	P 型 1 級 10 回線用中 6 回線使用	P 型 1 級 20 回線用中 12 回線使用	P 型 1 級 5 回線用中 4 回線使用	P 型 2 級 5 回線用中 3 回線使用	P 型 2 級 5 回線用中 3 回線使用	P 型 2 級 5 回線用中 4 回線使用
差動式感知器	(差動式スポット 型感知式) 21 個			(差動式スポット 型感知式) 1 個	(差動式スポット型 感知式) 21 個	(差動式分布型感 知式) 1 個
定温式感知器	(スポット型) 4 個	(スポット型) 9 個	(スポット型) 7 個	(スポット型) 3 個	(スポット型) 3 個	(スポット型) 2 個
煙光電式感知器	13 個	44 個	24 個	4 個	3 個	8 個
地区音響装置	4 個	8 個	3 個		4 個	3 個
発信機	4 個	5 個	2 個		3 個	3 個
誘導灯	避難口小型 2 台 通路 小型 1 台 避難口中型 2 台	避難口小型 3 台	避難口小型 3 台 避難口中型 2 台	避難口小型 5 台 通路 小型 1 台	避難口小型 7 台 通路 小型 1 台	避難口小型 6 台 通路 小型 4 台
消火器	ABC 粉末 10 型 蓄圧式 14 本 (放射試験点検 分 1 本について は新品に交換す ること)	ABC 粉末 10 型 蓄圧式 12 本 (放射試験点検分 1 本については新 品に交換すること)	ABC 粉末 10 型 蓄圧式 13 本 (放射試験点 検分 1 本につ いては新品に 交換すること)	ABC 粉末 10 型 蓄圧式 7 本 (放射試験点検 分 1 本について は新品に交換す ること)	ABC 粉末 10 型 蓄圧式 12 本 (放射試験点検 分 1 本について は新品に交換す ること)	ABC 粉末 10 型 蓄圧式 13 本 (放射試験点検 分 1 本について は新品に交換す ること)

取
替
計
6
本
/
年

別紙 空調設備保守点検

1. 概要

汚水中継ポンプ場（柏座・芝川・本山・五番町・吉田下・尾山台）に設置されている空調設備（室内機・室外機）のシーズンイン点検を年2回実施するものとする。

2. 業務内容

下記項目の点検・清掃を実施すること。

- ・ 基礎・固定部
- ・ 外観の状況
- ・ 水系統（ドレンパン、ドレン排水）
- ・ 電気系統（操作回路・動力回路、端子、操作盤、クランクケースヒータ）
- ・ 送風機（室外機を含む）Vベルト、軸受、羽根車、電動機
- ・ エアフィルター(ろ材、枠)
- ・ 冷媒系統
- ・ 保安装置（インターロック、圧力開閉器、可溶栓又は安全弁、温度ヒューズ、過熱防止器、圧力計）
- ・ 自動制御機器
- ・ 運転調整（音・振動、電源電圧、運転電流、冷凍機油、熱交換状況、除霜装置）
- ・ 軽微な部品（基板、ファンモーター、フィルター、サーモセンサー等）の交換が必要な場合には、別途協議する。
- ・ 履行期間末日までに発生した不具合についても点検・修繕について別途協議する

3. 点検時期

1回目の点検は毎年5月末までに実施し、2回目の点検は、11月末までに実施すること。

4. 完了報告

受注者は、点検完了ごとに報告書を提出し、発注者に業務履行の確認を受けるものとする。なお、報告に必要な書類は、発注者との協議により決定する。

空調設備一覧

柏座ポンプ場

	仕 様	備 考
2F 操作室	室内機(天吊形)PC-RP160KA20 製番 47A00734 室外機 PUZ-ERMP160LA14 製番 47U02638 圧縮機 3.5kw	冷媒 R32 2024(R6)年 設置

芝川ポンプ場

	仕 様	備 考
2F 操作室	室内機(天井カセット4方向形) 2台 FDTVP802 室外機 FDCVP1602H 1台 冷房能力 14.0Kw/ 暖房能力 16.0Kw 圧縮機 2.5kw	冷媒 R407C 2006(H18)6月 設置
2F UPS 室	室内機(天吊形)FDEP1602 室外機 FDCXP1601C 冷房専用冷房能力 14.0Kw 圧縮機 2.6kw	冷媒 R410A 平成 18 年設置
2F 宿直室	室内機(壁掛形)RAS-285GDR(W) 室外機 RAS-285GADR 冷房能力 2.8Kw/ 暖房能力 3.0Kw 圧縮機 0.75kw	冷媒 R410A

本山ポンプ場

	仕 様	備 考
1F 事務室	室内機(床置形)FVP112A(3φ200V) 製品番号 F002238 室外機 R2YP112A(3φ200V) 圧縮機 1.8kw 冷房能力 10.0kw / 暖房能力 11.2kw	冷媒 R22
1F 作業員控室	室内機(壁掛形)F288TGYS-W(1φ100V) 室外機 RA286GYT(3φ200V) 冷房能力 2.5kw / 暖房能力 3.4kw 圧縮機 0.75kw , 送風機 12w+23w	冷媒 R22

五番町ポンプ場

	仕 様	備 考
2F 控室	室内機(壁掛形)SRK223-W(1φ100V) 製番 246902971 室外機 SRC223(1φ100V) 製番 282405997 圧縮機 0.6kw 冷房能力 2.0kw / 暖房能力 2.8kw	冷媒 R22
2F 電気室	室内機(床置形)FVP160DJ 製品番号 G000567 室外機 RZRP160BD (3φ200V) 製品番号 A012644 圧縮機 3.08kw 冷房能力 14.0kw / 暖房能力 16.0kw	冷媒 R32 令和 2 年 設置

吉田下ポンプ場

	仕 様	備 考
1F 作業員控室	室内機(壁掛形)MSZ-GV4019S- W-IN (1φ200V) 室外機 MUCZ-G4019S(1φ200V) 圧縮機 1.1kw 冷房能力 4kw / 暖房能力 5kw	冷媒 R32 令和元年 設置

尾山台ポンプ場

	仕 様	備 考
2F 電気室	室内機(床置形)FVP224D 製品番号 A000662 室外機 RZRP224A (3φ200V) 製品番号 A005292 圧縮機 4.61kw 冷房能力 20.0kw / 暖房能力 22.4kw	冷媒 R32 令和 2 年 設置